

22. 大学教育改革について

1. 教学マネジメント指針について

2040年の社会の姿①

2040年という時代 … 今年(2018年)に生まれた子供たちが、大学(学部)を卒業するタイミング
～今から22年後の未来～

我が国は課題先進国として、世界の国々が今後直面する課題にいち早く対応していく必要

成熟社会を迎える中で、直面する課題を解決することができるのは

「**知識**」とそれを組み合わせて生み出す「**新しい知**」

その基盤となり得るのが**教育**

特に**高等教育**については、我が国の社会や経済を支えることのみならず、
世界が直面する課題への解決にいかに関与できるかという観点が重要

2040年頃の社会変化

- SDGs(持続可能な開発のための目標) → 全ての人が必要な教育を受け、その能力を最大限に発揮でき、平和と豊かさを享受できる社会へ
- Society5.0・第4次産業革命 → 現時点では想像もつかない仕事に従事、幅広い知識をもとに、新しいアイデアや構想を生み出せる力が強みに
- 人生100年時代 → 生涯を通じて切れ目なく学び、すべての人が活躍し続けられる社会へ
- グローバル化 → 独自の社会の在り方や文化を踏まえた上で、多様性を受け入れる社会システムの構築へ
- 地方創生 → 知識集約型経済を活かした地方拠点の創出と、個人の価値観を尊重する生活環境を提供できる社会へ

2040年の社会の姿②

Society5.0

新たな社会
“Society 5.0”

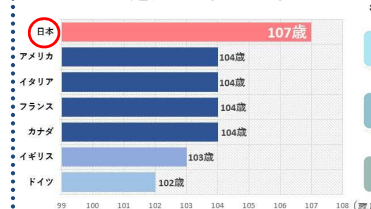


AI、ビッグデータ、IoT、ロボティクス等の先端技術が高度化してあらゆる産業や社会生活に取り入れられ、社会の在り方そのものが大きく変化する超スマート社会（Society5.0）の到来が予想。

人生100年時代

世界一の長寿社会を迎え、教育・雇用・退職後という伝統的な人生モデルからマルチステージのモデルへ変化。

2007年生まれの子どもの50%が到達すると期待される年齢



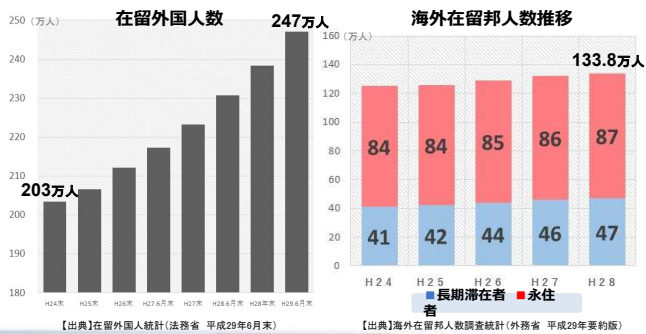
3ステージではなくマルチステージの人生



【出典】平成29年9月11日 人生100年時代構想会議資料4-2 リンダ・グラットン議員提出資料(事務局による日本語訳)より

グローバル化

在留外国人数、海外在留邦人数ともに増。社会のあらゆる分野でのつながりが国境を越えて活性化。

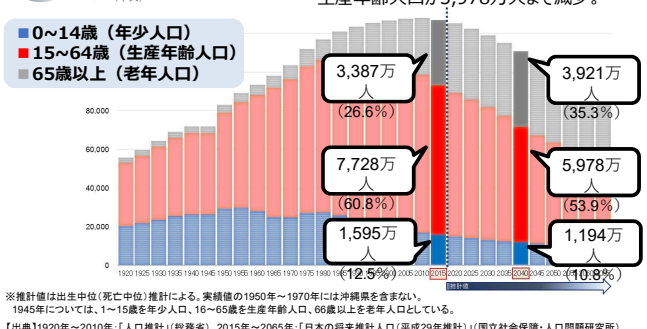


【出典】在留外国人統計(法務省 平成29年6月末)

【出典】海外在留邦人数調査統計(外務省 平成29年要約版)

人口減少

国立社会保障・人口問題研究所の予測では、少子高齢化の進行により、2040年には年少人口が1,194万人、生産年齢人口が5,978万人まで減少。



※推計値は出生中位(死亡中位)推計による。実績値の1950年~1970年には沖縄県を含めない。1945年については、1~15歳を年少人口、16~64歳を生産年齢人口、65歳以上を老年人口としている。
【出典】1920年~2010年:「人口推計」(総務省)、2015年~2065年:「日本の将来推計人口(平成29年推計)」(国立社会保障・人口問題研究所)

2040年に向けた高等教育のグランドデザイン(答申)【概要】

平成30年11月26日
中央教育審議会

I. 2040年の展望と高等教育が目指すべき姿 … 学修者本位の教育への転換 …

必要とされる人材像と高等教育の目指すべき姿

予測不可能な時代を生きる人材像

- 普遍的な知識・理解と汎用的技能を文理横断的に身に付けていく
- 時代の変化に合わせて積極的に社会を支え、論理的思考力を持って社会を改善していく資質を有する人材

学修者本位の教育への転換

- 「何を学び、身に付けることができたのか」+個々人の学修成果の可視化(個々の教員の教育手法や研究を中心にシステムを構築する教育からの脱却)
- 学修者が生涯学び続けられるための多様で柔軟な仕組みと流動性

高等教育と社会の関係

「知識の共通基盤」

- 教育と研究を通じて、新たな社会・経済システムを提案、成果を還元

研究力の強化

- 多様で卓越した「知」はイノベーションの創出や科学技術の発展にも寄与

産業界との協力・連携

- 雇用の在り方や働き方改革と高等教育が提供する学びのマッチング

地域への貢献

- 個人の価値観を尊重する生活環境を提供できる社会に貢献

II. 教育研究体制 … 多様性と柔軟性の確保 …

多様な学生

- 18歳で入学する日本人を主な対象として想定する従来のモデルから脱却し、社会人や留学生を積極的に受け入れる体制の構築
- リカレント教育、留学生交流の推進、高等教育の国際展開

多様な教員

- 実務家、若手、女性、外国籍などの様々な人材を登用できる仕組みの在り方の検討
- 教員が不断に多様な教育研究活動を行うための仕組みと環境整備(研修、業績評価等)

多様で柔軟な教育プログラム

- 文理横断・学修の幅を広げる教育、時代の変化に応じた迅速かつ柔軟なプログラム編成
- 学位プログラムを中心とした大学制度、複数の大学等の人的・物的資源の共有、ICTを活用した教育の促進

多様性を受け止める柔軟なガバナンス等

- 各大学のマネジメント機能や経営力を強化し、大学等の連携・統合を円滑に進められる仕組みの検討
- 国立大学の一法人複数大学制の導入、経営改善に向けた指導強化・搬送を含む早期の経営判断を促す指導、国公立の枠組みを越えて、各大学の「強み」を活かした連携を可能とする「大学等連携推進法人(仮称)」制度の導入、学外理事の登用

大学の多様な「強み」の強化

- 人材養成の観点から各機関の「強み」や「特色」をより明確化し、更に伸長

III. 教育の質の保証と情報公表 … 「学び」の質保証の再構築 …

全学的な学修マネジメントの確立

- 各大学の学修面での改善・改革に資する取組に係る指針の作成

学修成果の可視化と情報公表の促進

- 単位や学位の取得状況、学生の成長実感・満足度、学修に対する意欲等の情報
- 教育成果や大学教育の質に関する情報の把握・公表の義務付け
- 全国的な学生調査や大学調査により整理・比較・一覧化

設置基準の見直し

- (定員管理、教育手法、施設設備等について、時代の変化や情報技術、教育研究の進展等を踏まえた技術的な見直し)

認証評価制度の充実

- (法令違反等に対する厳格な対応)

教育の質保証システムの確立

IV. 18歳人口の減少を踏まえた高等教育機関の規模や地域配置 … あらゆる世代が学ぶ「知の基盤」 …

高等教育機関への進学者数とそれを踏まえた規模

- 将来の社会変化を見据えて、社会人、留学生を含めた「多様な価値観が集まるキャンパス」の実現
- 学生の可能性を伸ばす教育改革のための適正な規模を検討し、教育の質を確保できない機関へ厳しい評価

【参考】2040年の推計

- ・ 18歳人口: 120万人(2017)
- 88万人(現在の74%の規模)
- ・ 大学進学者数: 63万人(2017)
- 51万人(現在の80%の規模)

地域における高等教育

- 複数の高等教育機関と地方公共団体、産業界が各地域における将来像の議論や具体的な連携・交流等の方策について議論する体制として「地域連携プラットフォーム(仮称)」を構築

国私公の役割

- 歴史的経緯と、再整理された役割を踏まえ、地域における高等教育の在り方を再構築し、高等教育の発展に国私公全体で取り組む
- 国立大学の果たす役割と必要分野・規模に関する一定の方向性を検討

V. 各高等教育機関の役割等 … 多様な機関による多様な教育の提供 …

各学域(大学、専門職大学・専門職短期大学、短期大学、高等専門学校、専門学校、大学院)における特有の課題の検討

転入学や編入学などの各高等教育機関間の接続を含めた流動性を高め、より多様なキャリアパスを実現

VI. 高等教育を支える投資 … コストの可視化とあらゆるセクターからの支援の拡充 …

国力の源である高等教育には、引き続き、公的支援の充実が必要

社会のあらゆるセクターが経済的効果を含めた効果を受けることを踏まえた民間からの投資や社会からの寄附等の支援も重要(財源の多様化)

教育・研究コストの可視化

高等教育全体の社会的・経済的効果を社会へ提示

公的支援も含めた社会の負担への理解を促進

→ 必要な投資を得られる機運の醸成

「教学マネジメント指針」概要

予測困難な時代を生き抜く自律的な学修者を育成するためには、学修者本位の教育への転換が必要。
そのためには、教育組織としての大学が教学マネジメントという考え方を重視していく必要。

教学マネジメントとは

- 大学がその教育目的を達成するために行う管理運営であり、大学の内部質保証の確立にも密接に関わる重要な営みである。
- その確立に当たっては、教育活動に用いることができる学内の資源（人員や施設等）や学生の時間は有限であるという視点や、学修者本位の教育の実現のためには大学の時間構造を「供給者目線」から「学修者目線」へ転換するという視点が特に重視される。
- 学修者本位の教育の実現を図るための教育改善に取り組みつつ、社会に対する説明責任を果たしていく大学運営すなわち教学マネジメントがシステムとして確立した大学運営の在り方を示す。
- ただし、教学マネジメントは、各大学が自らの理念を踏まえ、その責任でそれぞれの実情に応じて構築すべきものであり、本指針は「マニュアル」ではない。
- 教育改善の取組が十分な成果に結びついていない大学等に対し、質保証の観点から確実に実施されることが必要と考えられる取組等を分かりやすく示し、その取組を促進することを主眼に置く。
- 本指針を参照することが最も強く望まれるのは、学長・副学長や学部長等である。また、実際に教育等に携わる教職員のほか、学生や学費負担者、入学希望者をはじめ、地域社会や産業界といった大学に関わる関係者にも理解されるよう作成されている。

学長のリーダーシップの下、学位プログラム毎に、以下のような教学マネジメントを確立することが求められる。

三つの方針

「卒業認定・学位授与の方針」（DP）、「教育課程編成・実施の方針」（CP）、「入学者受入れの方針」（AP）

教学マネジメントの確立に当たって最も重要なものであり、学修者本位の教育の質の向上を図るための出発点

IV 教学マネジメント（FD・SD、教学IR）を支える基盤

I 「三つの方針」を通じた学修目標の具体化

- ✓ 学生の学修目標及び卒業生に最低限備わっている能力の保証として機能するよう、DPを具体的かつ明確に設定

II 授業科目・教育課程の編成・実施

- ✓ 明確な到達目標を有する個々の授業科目が学位プログラムを支える構造となるよう、体系的・組織的に教育課程を編成
- ✓ 授業科目の過不足、各授業科目の相互関係、履修順序や履修要件について検証が必要
- ✓ 密度の濃い主体的な学修を可能とする前提として、授業科目の精選・統合のみならず、同時に履修する授業科目数の絞り込みが求められる
- ✓ 学生・教員の共通理解の基盤や成績評価の基盤として、シラバスには適切な項目を盛り込む必要

III 学修成果・教育成果の把握・可視化

- ✓ 一人一人の学生の学修成果を自覚し、エビデンスと共に説明できるようにするとともに、DPの見直しを含む教育改善にもつなげていくため、複数の情報を組み合わせることで多面的に学修成果・教育成果を把握・可視化
- ✓ 大学教育の質保証の根幹、学修成果・教育成果の把握・可視化の前提として成績評価の信頼性を確保
- ✓ DPLに沿った学修者本位の教育を提供するために必要な望ましい教職員像を定義
- ✓ 対象者の役割・経験に応じた適切なFD・SDを、教育改善活動としても位置付け、組織的かつ体系的に実施
- ✓ 教学マネジメントの基礎となる情報収集基盤である教学IRの学内理解や、必要な制度整備・人材育成を促進

V 情報公表

- ✓ 各大学が学修者本位の観点から教育を充実する上で、学修成果・教育成果を自発的・積極的に公表していくことが必要
- ✓ 地域社会や産業界、大学進学者といった社会からの評価を通じた大学教育の質の向上を図る上でも情報公表は重要
- ✓ 積極的な説明責任を果たすことで、社会からの信頼と支援を得るという好循環の形成が求められる

積極的な説明責任

社会からの信頼と支援

「学位プログラム」レベル

「授業科目」レベル

ルーブリック、GPA、学修ポートフォリオ

項目の例は別途整理

I～Vの取組を、大学全体、学位プログラム、授業科目のそれぞれのレベルで実施しつつ、全体として整合性を確保。

学位プログラム共通の考え方や尺度（アセスメントプラン）に則り、大学教育の成果を点検・評価

I 「三つの方針」を通じた学修目標の具体化

各大学の強みや特色が反映された三つの方針は、教学マネジメントの確立に当たって最も重要なものであり、学修者本位の教育の質の向上を図るための出発点ともいえる存在である。特に「卒業認定・学位授与の方針」は、学生の学修目標として、また、卒業生に最低限備わっている能力を保証するものとして機能すべきものであり、具体的かつ明確に定められていることが必要である。また、大学教育の成果を学位プログラム共通の考え方や尺度（アセスメントプラン）に則って点検・評価することが、教学マネジメントの確立に当たって必要である。

II 授業科目・教育課程の編成・実施

「卒業認定・学位授与の方針」に定められた学修目標を達成する観点からは、明確な到達目標を有する個々の授業科目が学位プログラムを支える構造となるように、体系的かつ組織的な教育課程が編成される必要がある。加えて、密度の濃い主体的な学修を可能とする前提として、授業科目の精選・統合のみならず、学生が同時に履修する授業科目数の絞り込みを行うことが求められる。シラバスについては、個々の授業科目について学生と教員との共通理解を図る上で極めて重要な存在であり、かつ、成績評価の基盤となるものであることを踏まえ、適切な項目を盛り込む必要がある。

III 学修成果・教育成果の把握・可視化

学修者本位の教育の観点から、一人一人の学生が自らの学修成果として身に付けた資質・能力を自覚できるようにすることが重要である。また、大学の教育活動を学修目標に則して適切に評価し、「卒業認定・学位授与の方針」の見直しを含む教育改善につながるためにも、学修成果・教育成果を適切に把握・可視化する必要がある。把握・可視化に当たっては、その限界に留意しつつも、学生が、同方針に定められた学修目標の達成状況を可視化されたエビデンスとともに説明できるよう、複数の情報を組み合わせた多元的な形で行う必要がある。その際、大学教育の質保証の根幹として、また、学修成果・教育成果の把握・可視化を適切に行う上での前提として、成績評価の信頼性を確保する必要がある。

IV 教学マネジメントを支える基盤(FD・SDの高度化、教学IR体制の確立)

学修成果・教育成果を最大化するためには、教職員の能力向上が必要不可欠である。各大学は、「卒業認定・学位授与の方針」に沿った学修者本位の教育を提供するために必要な望ましい教職員像を定義した上で、対象者の役職や経験に応じた適切かつ最適なFD・SDは、学修成果・教育成果の把握・可視化により得られた情報の共有、課題の分析、改善方策の立案等、実際に教育を改善する活動として位置づけ、実施する必要がある。

また、教学IRは、教学マネジメントの基礎となる情報を収集する上での基盤であり、学長をはじめとする学内の理解を促進するとともに、教学IRを実施する上で必要となる制度の整備や人材の育成を進めていく必要がある。

6

V 情報公表

各大学が、学生や学費負担者、入学希望者等の直接の関係者に加え、幅広く社会に対して積極的に説明責任を果たしていくことが必要である。また、大学教育の質の向上という観点からも、情報公表には重要な意義がある。

今後、各大学がその有する強みと特色を生かして学修者本位の観点からその教育を充実していくためにも、学生の学修成果や大学全体の教育成果に関する情報をより自発的・積極的に公表していくことが必要になる。また、社会との関係の深化に伴い、地域社会や産業界、大学進学者等の大学の外部からの声や期待を意識し、社会からの信頼と支援を得るという好循環を形成するため、さらに、社会からの評価を通じた大学教育の質の向上を進めるためにも、情報の公表を積極的に進めることが必要である。

2. 個別の現代的な課題やテーマに焦点化した教育等について

- ハラスメント防止
- 消費者教育
- 人権教育、差別の解消
- 知財教育
- キャリア教育、ワークルール教育
- 主権者教育
- 租税教育
- ギャンブル等依存症問題教育
- デザイン思考

文科省等におけるハラスメント対策に関する取組

●「文部省におけるセクシュアル・ハラスメントの防止等に関する規程の制定について」(H11.3.30文部省高等教育局長通知)

●「第4次男女共同参画基本計画」(H27.12.25閣議決定)(抜粋)

第2部-Ⅱ- 第7分野-8-イ(教育の場におけるセクシュアルハラスメント防止対策等の推進)

- ①国公立学校等に対して、セクシュアルハラスメントの防止のための取組が進められるよう必要な情報提供等を行うなど、セクシュアルハラスメントの防止等の周知徹底を行う。
- ②大学は、**相談体制の整備を行う際には、第三者の視点を取り入れるなど、真に被害者の救済となるようにするとともに、再発防止のための改善策等が大学運営に反映されるよう促す。**また、雇用関係にある者の間だけでなく、学生等関係者も含めた防止対策の徹底を促進する。

●「大学等における性的指向・性自認の多様な在り方の理解増進に向けて(教職員向け理解・啓発資料)」(H30.12(独)日本学生支援機構) https://www.jasso.go.jp/gakusei/about/publication/lgbt_shiryo.html

●「性同一性障害や性的指向・性自認に係る、児童生徒に対するきめ細かな対応等の実施について(教職員向け)」(H28.4 文部科学省) https://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/28/04/1369211.htm

●「事業主が職場における性的な言動に起因する問題に関して雇用管理上講ずべき措置についての指針」(H18厚生労働省告示第615号・最終改正R2.1)(抜粋)

2 職場におけるセクシュアルハラスメントの内容

- (1)…被害を受けた者(以下「被害者」という。)の性的指向又は性自認にかかわらず、当該者に対する職場におけるセクシュアルハラスメントも、本指針の対象となるものである。

- (4)「性的な言動」…を行う者には、労働者を雇用する事業主…、上司、同僚に限らず…、**学校における生徒等もなり得る。**

●「事業主が職場における優越的な関係を背景とした言動に起因する問題に関して雇用管理上講ずべき措置等についての指針」(R2厚生労働省告示第2号)(抜粋)

2 職場におけるパワーハラスメントの内容

- (1) 職場におけるパワーハラスメントは、職場において行われる①優越的な関係を背景とした言動であって、②業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより、③労働者の就業環境が害されるものであり、①から③までの要素を全て満たすものをいう。(略)

●法務省における人権相談について http://www.moj.go.jp/JINKEN/index_soudan.html

●人権相談・調査救済制度リーフレット(相談窓口の連絡先、相談・調査救済制度の手続の流れ、実際の事例などを簡潔に記載し、法務局が行う相談・調査救済の内容を説明。) http://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken03_00194.html

●外国人のための人権相談について <http://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken21.html>

◆相談体制の整備や啓発活動の実施等ハラスメントの防止等にむけた積極的な取組をお願いいたします。

『文部省セクハラ規程』のポイント

- セクハラ防止・排除のための措置、問題発生時の適切な措置に関して必要な事項を規定。
- セクハラを職員個人の問題ではなく**組織全体の問題**と捉え、職員の責務のみならず、**監督者や学校長等の責務**について規定。
- セクハラ被害の申立者等の保護の観点から、**不利益取扱い(いわゆる“二次加害”)の禁止**についても規定。

○文部省におけるセクシャル・ハラスメントの防止等に関する規程(平成11年3月30日 文部省訓令第4号)(抄)

(監督者の責務)

第四条 職員を監督する地位にある者(以下「監督者」という。)は、次の各号に掲げる事項に注意してセクシュアル・ハラスメントの防止及び排除に努めるとともに、セクシュアル・ハラスメントに起因する問題が生じた場合には迅速かつ適切に対処しなければならない。

一 日常の執務を通じた指導等により、セクシュアル・ハラスメントに関し、職員の注意を喚起し、セクシュアル・ハラスメントに関する認識を深めさせること

二 職員の言動に十分な注意を払うことにより、セクシュアル・ハラスメント又はセクシュアル・ハラスメントに起因する問題が職場に生じることがないように配慮すること

(国立学校等の長の責務)

第五条 国立学校等の長は、当該国立学校等の職員に対し、この規程の周知徹底を図らなければならない。

2 国立学校等の長は、セクシュアル・ハラスメントの防止等のため、当該国立学校等の職員に対し、パンフレットの配布、ポスターの提示、意識調査等により啓発活動を行うよう努めるものとする。

3 国立学校等の長は、セクシュアル・ハラスメントの防止等を図るため、当該国立学校等に所属する職員に対し、必要な研修を実施するものとする。

4 国立学校等の長は、新たに職員となった者に対してセクシュアル・ハラスメントに関する基本的な事項について理解させるため、及び新たに監督者となった職員に対してセクシュアル・ハラスメントの防止等に関しその求められる役割について理解させるため、研修を実施しなければならない。

(苦情相談への対応)

第六条 セクシュアル・ハラスメントに関する苦情の申出及び相談(以下「苦情相談」という。)が職員からなされた場合に対応するため、文部本省内部局及び各国立学校等に苦情相談を受ける職員又は苦情相談に対応する委員会等(以下「相談員等」という。)を設ける等必要な措置を講じるものとする。

2・3 (略)

(不利益取扱いの禁止)

第九条 国立学校等の長、監督者その他の職員は、セクシュアル・ハラスメントに対する苦情の申出、当該苦情に係る調査への協力その他セクシュアル・ハラスメントに関して正当な理由をした職員又は学生等に対し、そのことをもって不利益な取扱いをしてはならない。

大学におけるハラスメントに関する裁判で指摘されている事項

- 学生が教員から受けた**セクハラ“一時加害”**のみならず、正当な申立を行った被害学生等が被った**継続的な修学上の不利益取扱“二次加害”**についても**不法行為に当たると認定**。
- **セクハラを行った教員個人**や**不利益取扱を行った教員個人の責任**だけでなく、管理監督責任を有するはずの大学・学校法人という**組織全体の使用者責任も認定**。
- 抽象的概念である「**安全配慮義務**」について、具体的事例においてどのように扱うべきかを判示。

○損害賠償等請求控訴

(平成15年11月26日東京高等裁判所判決 平成14(ネ)2768) (抜粋)

第5 当裁判所の判断

3 被控訴人の使用者責任

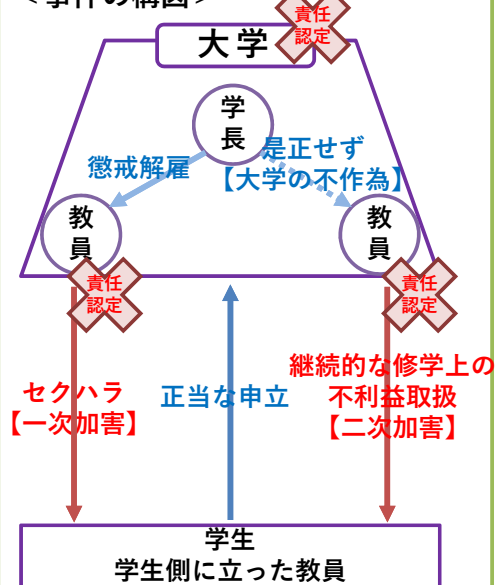
被控訴人は、C教授に対し授業中にその内容と全く無関係な第三者の名譽を毀損する発言をすることを職務として許容していないのであるから、C教授の行為は被控訴人の事業の執行についてされたものではないと主張するが、C発言は、〇〇大学における講義時間中の教授としての発言、又は大学構内における教員としての発言であるから、C教授の被控訴人の教員としての行為と密接に関連するものであり、被控訴人の事業の執行につきされたものというべきである。

そうすると、被控訴人は、被用者であるC教授が違法なC発言をしたことについて、使用者として責任を負うものというべきである(民法715条)。

4 免責事由

- (略) 高等教育機関である大学の教員に教授の自由が保障されているというのは、教員の学問的な見解の表明として他の者の学問的業績等を批判することについては法的責任を問われないというものであり、講義の際の発言についてはその内容のいかんを問わず一切責任を負わないと保障されているわけではない。C発言の内容は、その学問的批判や見解の表明と評価し得るものではなく、控訴人及びセクシュアル・ハラスメントを受けた被害学生らの人格を攻撃し侵害するものであり、学問的自由、教授の自由によって保障されるものということではできないから、C発言をしたC教授には不法行為が成立し、その雇用者である被控訴人は民法715条の使用者責任を免れるものではない。
- (略) 被控訴人が前記就業規則所定の懲戒権を適切に行使するなど何らかの適切な措置を採ったものと認めることはできない。以上によれば、被控訴人は、使用者としての監督義務を尽くしたということではできず、民法715条所定の責任を免れることはできない。

<事件の構図>

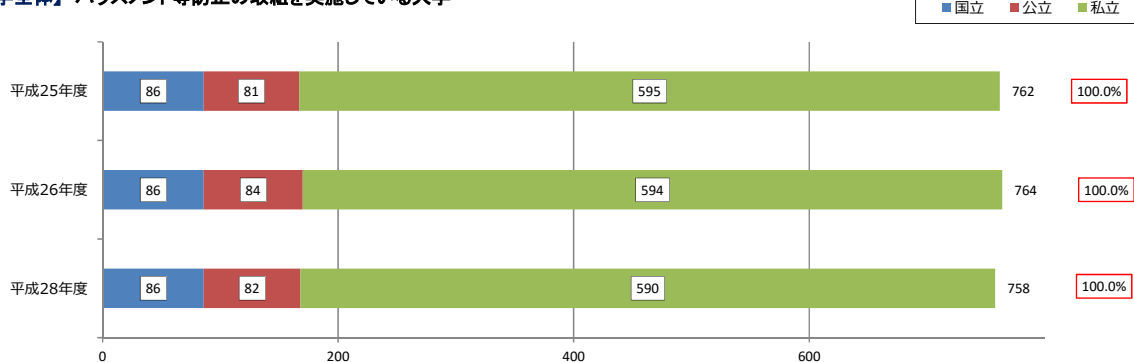


※ 事件の詳細とそこからの問題点・理念については、『大学の哲学<安全配慮義務>—教員<質向上>の方法』（秦澄美枝、2018年）を参照のこと。

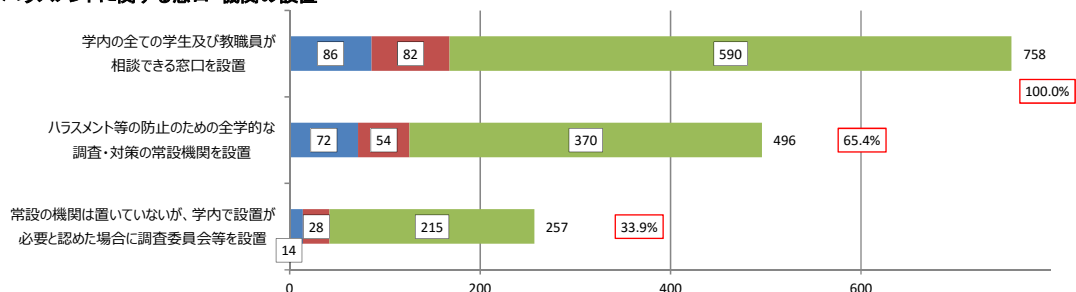
12

ハラスメント防止に関する取組状況

【大学全体】 ハラスメント等防止の取組を実施している大学



【大学全体】 ハラスメントに関する窓口・機関の設置 (平成28年度)



※セクシュアル・ハラスメント等には、アカハラ、パワハラ等を含む。
※平成27年度は、調査項目の隔年化のため調査していない。

外部の機関を活用したハラスメント防止取組（例）

学外相談窓口として外部の民間相談機関を活用【群馬大学 H18.4～】

学内の相談窓口のほか、学内相談員に相談しにくい場合への対応として、相談サービス・コンサルタント会社と契約し、専門の相談員が電話等で相談に応じる窓口を設置。

- 利用者 教職員、学生等（匿名・実名対応可）
- 相談員 精神保健福祉士、臨床心理士等
- 手 段 電話：月～金（12～21時）、土（9～17時）※年末年始、日祝は除く
mail：24時間

コンプライアンス相談窓口として契約した外部の機関を活用【東京大学 H26.7～】

学外の弁護士事務所と契約し、コンプライアンス事案のほか、ハラスメントについても大学を通さずに弁護士が電話等で直接相談に応じる窓口を設置。

- 利用者 教職員、学生等（匿名・実名対応可）
- 相談員 弁護士
- 手 段 電話：月～金（12～19時）※年末年始、土日祝は除く
mail：24時間 等

ハラスメント対応の専門部署の相談員に外部機関の専門家を活用【関西学院大学 H28.4～】

学内に「ハラスメント相談センター」を設置し、また学外のNPO法人与契約し、専門の相談員を配置するなど、相談活動、啓発・広報活動を通じハラスメントを生まない環境づくりを推進。

- 構成員 センター長、副センター長、専門相談員
- 利用者 教職員、学生等（匿名・実名対応可）
- 手 段 開室：火、木、金（10～16時45分）※祝日は除く
mail：24時間 等

14

各国立大学のハラスメント相談窓口

※各大学ウェブサイトの該当ページURLを相談窓口の連絡先一覧としてまとめ、国立大学協会ウェブサイト(※)に掲載
(※) <http://www.janu.jp/univ/harassment/>

一般社団法人 国立大学協会
The Japan Association of National Universities

文字サイズ 小 標準 大 Japanese English 検索

トップページ 国立大学協会の情報 国立大学の情報 リンク

一般の方へ 国立大学へ入学を希望する方へ 国立大学へ就職を希望する方へ 企業の方へ

トップ > 国立大学のハラスメント相談窓口

国立大学のハラスメント相談窓口

○各国立大学のウェブサイト内に掲載されているハラスメント相談窓口等の情報をご覧になれます。

「大学ウェブサイト内ハラスメント相談窓口等の掲載ページへのリンク」欄の記号の意味
○：「学内相談窓口（大学内部組織が学内に設置し、運営する相談窓口）」について掲載している
●：「学外相談窓口（大学が契約する学外の機関等の相談員に電話等で直接相談できる相談窓口）」について掲載している
◆：「公的機関等相談窓口（「学外相談窓口」以外で、公的機関等が設置する学外の相談窓口）」について掲載している
※：相談員の連絡先等は学内限定サイトに掲載している
（これらの情報は平成29年6月30日現在のものです。）

北海道支部（7大学）	
大学名	大学ウェブサイト内ハラスメント相談窓口等の掲載ページへのリンク
北海道大学	○ハラスメント相談窓口 （この他、学内限定サイトに「●学外相談窓口」について掲載しています）
北海道教育大学	○ハラスメント相談窓口
室蘭工業大学	○ハラスメント相談窓口
小樽商科大学	○ハラスメント相談窓口
帯広畜産大学	○ハラスメント相談窓口
旭川医科大学	○ハラスメント相談窓口※
北見工業大学	（学内限定サイトに「○学内相談窓口」について掲載しています）
東北支部（7大学）	
大学名	大学ウェブサイト内ハラスメント相談窓口等の掲載ページへのリンク
弘前大学	○ハラスメント相談窓口

出典：国立大学協会HPより。

弁護士法人 飛翔法律事務所・編
『キャンパスハラスメント対策ハンドブック』
(一般財団法人 経済産業調査会、2014年)

ハラスメント問題に詳しい法律実務家の立場から、セクハラ・パワハラ・アカハラという大学で問題となる全てのハラスメントの類型について執筆した実務書。

丹羽雅代／上田寛・共著
『キャンパス・ハラスメントの状況と対策進化
～相談員・カウンセラー/防止・調査委員/執行部の責任～』
(地域科学研究会高等教育情報センター、2015年)

ハラスメント対策の最前線を担う相談窓口担当者・相談員等にとっての自己研鑽・スキルアップの書、経営執行部にとっての対策進化に向けた実践的マニュアル書としての活用を狙って執筆されたもの。

北仲千里／横山美栄子・共著
『アカデミック・ハラスメントの解決
大学の常識を問い直す』
(有限会社寿郎社、2017年)

教育研究の場で起こるハラスメントの特質を理解した上で、大学でのハラスメントをどう解決していけばよいか、適切な介入によりハラスメント被害を抑えるために処方箋を提示。

秦澄美枝・著
『大学の哲学＜安全配慮義務＞－教員＜質向上＞の方法』
(PHPエディターズ・グループ、2018年)
※注文販売につき一般書店では販売されないことに注意。

大学でのセクハラ事案を巡る裁判を経験した筆者が、裁判の経緯や判決の意義を詳述するとともに、「安全配慮義務」と「質保証」の概念に基づく時代の大学運営の在り方について論述。

16

消費者教育の推進について

◆消費者教育の推進について積極的な取組をお願いいたします。

○消費者教育の推進に関する法律(H24.8.22法律第61号)

○消費者教育の推進に関する基本的な方針(H25.6.28閣議決定／H30.3.20変更)※消費者教育の推進に関する法律第9条

大学等は(中略)悪質商法等の被害や契約等のトラブルに遭う学生は少なくなく、学生からの相談に対応するほかにも、**学生に対し、契約を含む各種の消費生活や消費者問題に関する情報や知識を積極的に提供する機会を拡大**していくことが求められる。

大学等では、学生のみならず、**教員・職員に対しても、消費者教育を実施する必要がある**。また、大学等における学生の生活支援を行う担当部局等においては、適切な対応等ができるよう、**地方公共団体(消費者行政担当部局や消費生活センター等)や関係団体との連携の枠組みを構築することも重要である**。連携を進めるために、**消費者教育推進地域協議会への参画を促すことも効果的**と考える。そのため、関係団体が実施する研修の場等を活用し、大学等の教職員に対し、消費者問題に関する啓発、情報提供を行う。

○消費者基本計画(H27.3.24閣議決定)(抜粋) 第4章4(2)消費者教育の推進

大学等における消費者教育については、**入学時にオリエンテーションを実施するなど被害防止のための大学等の取組の実施を促す**とともに、教養課程、専門課程、市民向けの講座等での**消費者教育の導入事例について広く収集し、大学等と共有する**。また、**学生等の地域の消費者教育活動への積極的な参画を促進する**。

消費者教育の推進について

○大学等及び社会教育における消費者教育の指針(H23.3.30(H30.7.10改訂))

3 大学等における消費者教育の内容及び方法 (1) イ 教育・研究

例えば、全学共通科目の中で消費者教育に関する科目を開設している大学等もあり、このような取組を参考に、体系的・総合的に消費者教育を展開することが期待される。国においても、そのような大学等の多様な取組を促進することが重要である。

特に、将来、消費者教育を担う人材となる教員の養成課程においては、教員育成協議会(教員の任命権者である教育委員会と大学等との協議の場)などを活用し、現場のニーズの伝達や今後の方策等についての検討を行うことも考えられる。

なお、教員育成協議会を活用し、消費者教育について検討する際には、消費者行政部局も必要に応じて参画させるなど、消費者教育に関係する主体の連携・協働のもと検討されることが望ましい。

○成年年齢引下げ等を見据えた環境整備について(通知)(H30.7.23)

1 消費者教育の推進 (2) 大学等における消費者教育の推進

「大学等及び社会教育における消費者教育の指針」を参考として、消費生活センター等との連携により、学生に対する消費者被害防止に関する啓発活動や相談対応、講義等における消費者教育に一層積極的に取り組むことが必要であること。

○「消費者教育の推進について」(生涯学習政策局男女共同参画学習課)

文部科学省HP http://www.mext.go.jp/a_menu/ikusei/syouthisa/

○「平成28年度消費者教育に関する取組状況調査」(生涯学習政策局男女共同参画学習課)

文部科学省HP http://www.mext.go.jp/a_menu/ikusei/syouthisa/detail/1400252.htm

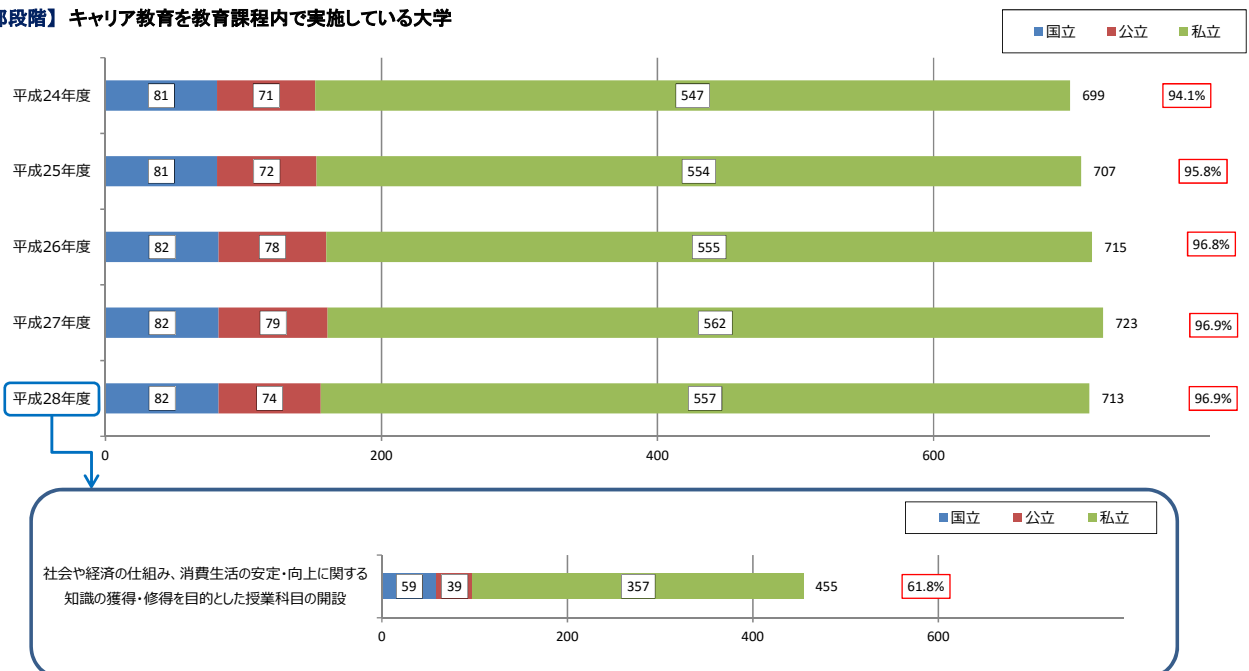
○高校生(若年者)向け消費者教育教材、生徒用教材・教師用解説書→「社会への扉」、「社会への扉・教師用解説書」 消費者庁HP(消費者庁消費者教育・地方協力課)

http://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_education/public_awareness/teaching_material/material_010/

大学における消費者教育に関する取組状況

- ・大学における教育は、各大学の自主的・自律的な判断により実施。
- ・教育課程内で消費者教育等を実施する国公私立大学は、455校。

【学部段階】 キャリア教育を教育課程内で実施している大学



※大学院のみを設置する大学は母数に含めない。

＜参考＞各大学の教育の例

大学名	[開設学部等]／授業科目名／(概要)	主な対象・科目種類	備考
筑波大学	[全学類] フレッシュマン・セミナー(学生生活を安全に過ごすため、悪質商法の対処法などについて学修する)	1年次・必修科目	講師:つくば市消費生活センター相談員等
金沢大学	[共通教育科目] 大学・社会生活論(消費者被害に遭わないために、法規則やトラブルの生じやすい取引類型などについて学修する)	1年次・必修科目	講師:石川県消費生活支援センター職員等
三重大学	[教育学部] 消費者教育論(消費生活センターへの訪問のほか、現代の消費生活や消費者問題に関する理解を深め、消費者教育の知識を学修する)	1年次・必修科目	講師:三重県消費生活支援センター職員等

※各大学のR元年度シラバス等を参考に文科省にて作成

人権教育、差別の解消の推進について

○人権教育及び人権啓発の推進に関する法律(H12.12.6法律第147号)

○人権教育・啓発に関する基本計画(H23.4.1閣議決定(変更))(抜粋)

第2章 1 人権を取り巻く情勢

(略)現在及び将来にわたって人権擁護を推進していく上で、特に、女性、子ども、高齢者、障害者、同和問題、アイヌの人々、外国人、HIV感染者やハンセン病患者等をめぐる様々な人権問題は重要課題となっており(略)

第4章 1 (1) ア 学校教育

(略)高等教育については、大学等の主体的判断により、**法学教育など様々な分野において、人権教育に関する取組に一層配慮がなされるよう促していく。**

○「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律の施行について」(28生社教第1号H28.6.20付通知)(抜粋)

(略)特に、**第6条において、本邦外出身者に対する不当な差別的言動を解消するための教育活動等について規定**されています。本法を踏まえた適切な対応について御留意願います。

(教育の充実等)

第6条 国は、本邦外出身者に対する不当な言動を解消するための教育活動を実施するとともに、そのために必要な取組を行うものとする。

○『部落差別の解消の推進に関する法律』の施行について(28生社教第15号H29.2.6付通知)(抜粋)

(略)特に、第5条において、部落差別を解消するため、必要な教育及び啓発について規定されています。本法及び附帯決議を踏まえた適切な対応について御留意願います。

(教育及び啓発)

第5条 国は、部落差別を解消するため、必要な教育及び啓発を行うものとする。

○アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律(H31.4.26法律第16号)

○ハンセン病元患者家族に対する補償金の支給等に関する法律、ハンセン病問題の解決の促進に関する法律の一部を改正する法律等の施行について(元教参学第30号R1.1125付通知)(抜粋)

(略)「ハンセン病問題の解決の促進に関する法律の一部を改正する法律」においては、ハンセン病の患者であった者等に加え、その家族に対しても差別が禁止されるとともに、その名誉の回復のため、ハンセン病対策の歴史に関する正しい知識の普及啓発その他必要な措置を講ずることとされました。

令和元年7月12日に閣議決定された「ハンセン病家族国家賠償請求訴訟の判決受入れに当たっての内閣総理大臣談話」においても、「関係省庁が連携・協力し、患者・元患者やその家族がおかれていた境遇を踏まえた人権啓発、人権教育などの普及啓発活動の強化に取り組みます」とされています。

ついては、各位におかれてもこれら法律等について十分に知されるとともに、その趣旨を踏まえたハンセン病に対する偏見や差別の解消のための適切な教育の実施について御協力をお願いいたします。

◆人権教育・啓発、差別の解消の推進について
積極的な取組をお願いいたします。

22

知財教育の推進について

◆知財教育の推進について積極的な取組をお願いいたします。

○知的財産基本法(H14.12.4法律第122号)

○知的財産推進計画2017(2017.5.16知的財産戦略本部決定)(抜粋)

II. 3. 「国民一人ひとりが知財人材」を目指した知財教育・知財人材育成の推進

(1)現状と課題

高等教育段階では、高等専門学校や、教育関係共同利用拠点にも認定された山口大学等における先進的な取組が知られているものの、知的財産に関する科目の全学必修化を採用する大学については、未だに山口大学に止まる状況にも鑑み、大学の幅広い学部・学科等における標準化を含めた知的財産等に関する科目の開設や、更なる充実化などの自主的な取組を、引き続き促していくことが必要である。

(2)今後取り組むべき施策(大学等における知財教育の推進)

知的財産に関する科目の必修化を採用し、教育関係共同利用拠点にも認定された大学での取組の事例、あるいは先進的な取組を展開する高等専門学校の事例等を参考にしつつ、知的財産及び標準化に関する科目の開設などの自主的な取組を進めていくことを促す。

特色

- 共通教育において**知的財産教育を必修化**(1年生全員 約2,000名)
- 学習段階に応じた科目の展開(全学部2～4年生が受講可能)
- ・学生の専門領域・将来像に配慮・関連した知的財産科目(4科目) ・知的財産に関する法律に特化した展開科目(5科目)

【期待される効果】

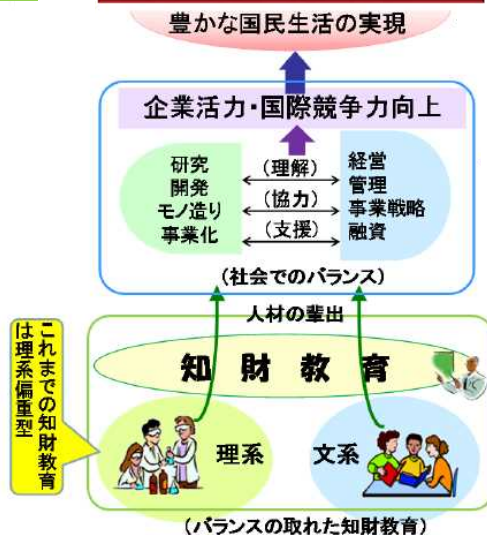
- 専門分野に加え、知的財産全般に対する基礎的知識・対応力を有する人材の育成による、日本の知財経済社会基盤の強化
- 実践的な知的財産知識・スキルの獲得を目指した教育を実施することによる、学生の就業力の向上

単発的知財啓発から、大学での体系化された知財教育

知財教育の必修化・体系化



文・理のバランスのとれた知財教育



(注) 山口大学提供資料に基づき、文部科学省が作成

24

山口大学(教育関係共同利用拠点)

教職員の組織的な研修等の共同利用拠点 (知的財産教育)

文部科学大臣認定

期間: 平成30年度～令和4年度

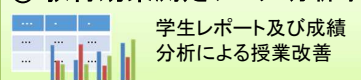
既に保有している知財教育の資源

① 知財教育教材・授業ノウハウ式



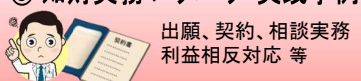
テキスト スライド ワークシート 動画教材
小テスト・宿題 (反転学習、予習・復習にも)
学部用 大学院用(専門職含) 教職課程用
各種教材を、対象学生別に開発

② 教育効果測定データ・分析等



学生レポート及び成績
分析による授業改善

③ 知財実務 ノウハウ・実践事例



出願、契約、相談実務
利益相反対応 等

資源を生かし、
教職員研修
プログラムの
提供・支援

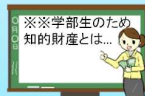
- 知財教育ノウハウの提供
- 知財研修の実施
- 講師派遣
- コンサルテーション
- 教材開発支援

※URA(リサーチ・アドミニストレーター)
研究者とともに、研究企画立案、研究資金の調達・管理、知財の管理・活用等を行う人材群

全国の大学に普及・定着

教育のニーズに即したFDメニューの提供・支援
(教材提供、教材開発支援、教授法の研修等)

- 1 学部**教養**教育用メニュー
…著作権、研究者倫理、効果測定等の大学教育全般への対応
- 2 学部**専門**教育(文理とも)用メニュー
…ものづくり教育、デザイン科学教育に伴う知財実務等、専門教育への対応
- 3 大学院**教育**(文理とも)用メニュー
…研究者倫理含む知財教育実施支援
- 4 教育学部・**教職**大学院用メニュー
…教職で必要な知財の知識と実務処理



組織のニーズに即した研修メニューの提供・支援
(実践事例に基づくオーダーメイド型セミナー、ワークショップ等)

- 1 URA(リサーチ・アドミニストレーター)※**セクション**用メニュー
…特許情報分析、戦略分析等
- 2 産学連携**セクション**用メニュー
…知財概要、知財情報の取得と分析、契約実務(産業財産系・著作権系)、実践的紛争処理と交渉術
- 3 利益相反と兼業判断**セクション**用メニュー
…知財概要と利益相反判断を含めた総合的処理
- 4 全教職員用メニュー
…著作権法、商標法、不競法等の知財(コンテンツ含む)管理の実務等



キャリア教育の推進について

- ◆キャリア教育(ジョブカード、労働法制の普及にかかる取組を含む)の推進について積極的な取組をお願いいたします。

○職業能力開発促進法(S44年法律第64号(H27.10改正))

新設: 第15条の4 職務経歴等記録書の普及

○新ジョブ・カード制度推進基本計画(H27.10ジョブ・カード制度推進会議)(抜粋)

7(9) 大学等 新ジョブ・カードを、各大学、高等専門学校、専修学校等の状況を踏まえて、必要に応じて、**学生のキャリア・プランニングのツールとして、キャリア教育プログラムの実施、学内のキャリア・センターでの就職指導等の際に活用する。**

○厚生労働省HP ジョブ・カード制度総合サイト(H27.12.1～)

<http://jobcard.mhlw.go.jp>

○学生に対する新ジョブ・カードの活用推進について(27文科生第634号能発0315第3号 H28.3.15付文部科学省生涯学習政策局長、高等教育局長、厚生労働省能力開発局長通知)

- 1 学生の新ジョブ・カードの活用促進に当たっての観点
- 2 活用方法等

○ジョブ・カード様式の改正及び「キャリア・プラン作成補助シート」の導入について(29文科生第834号開若発0329第1号H30.3.29付通知)

26

○労働法のハンドブック「これってあり? まんが 知って役立つ労働法Q&A」の周知及び活用について(H27.4.14付事務連絡)(抜粋)

○「これってあり? まんが 知って役立つ労働法Q&A」の改訂(H30.4.3付事務連絡)(抜粋)

(改訂箇所: H27.4～H29.10までの法令改正等を反映、「過労死ってなんだろう・・・?」のページを追加)

ハンドブックでは、働き始める前やアルバイトで働く際に、参考となる労働法の知識がまとめられており、**このハンドブックを活用することで、学生がアルバイト時や就職後において、労働関係法令に違反した状態で労働に従事させられることを防ぐことや、トラブル時に適切に対処できるようになることが期待されます。**

雇用と労働を巡る問題を扱う授業やキャリア教育の一環として学生の職業意識を高めることを目的とした授業、又はアルバイトをしている学生や就職活動中の学生を対象としたセミナー・ガイダンス等、幅広く活用ができるものと考えられますので、貴学・貴校での御活用及び所属の学生に対する周知を積極的に行っていただくようお願いいたします。

○厚生労働省HP 「これってあり? まんが 知って役立つ労働法Q&A」

<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/mangaroudouhou/>

主権者教育の推進について

◆主権者教育の推進について積極的な取組をお願いいたします。

○公職選挙法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議(H27.6.15)

○公職選挙法等の一部を改正する法律の公布等について(依頼)(27文科高第422号H27.7.28付高等教育局長通知)(抜粋)

(中略) 大学、短期大学及び高等専門学校におかれては、選挙管理委員会や選挙啓発団体と連携し、今回の改正法について**入学時のオリエンテーション等の機会を通じた学生への周知や、学生の政治参加意識の向上に向けた啓発活動等について、学生や大学の実態等も踏まえつつ、積極的な取組を御検討**いただきますようお願いいたします。

○第24回参議院議員通常選挙に向けての主権者教育等の充実及び周知啓発に対する協力について(依頼)(28文科高第219号H28.5.13付高等教育局長通知)(抜粋)

(中略) 若者の政治参加意識の向上を図るための有意義な取組として、大学、短期大学及び高等専門学校における**キャンパス内での期日前投票所の設置、学生の投票・啓発事務への参画、高等専門学校における副教材「私たちが拓く日本の未来」を活用した主権者教育などが挙げ**られます。

については、大学等においては、**選挙管理委員会や選挙啓発団体と連携し、これらの取組の実施について積極的に検討**いただきますようお願いいたします。

28

租税教育の推進について

◆租税教育の推進について積極的な取組をお願いいたします。

○平成23年度税制改正大綱(H22.12.16閣議決定)(抜粋)

第2章 1. (2)租税教育の充実

(略) 本来、租税教育は、社会全体で取り組むべきものであり、健全な納税者意識のより一層の向上に向け、今後とも官民が協力して租税教育の更なる充実を目指す必要があります。特に、小中学校段階だけでなく、社会人となる手前の高等学校や**大学等の段階における租税教育の充実や、租税教育を担う教員等に対する意識啓発について検討**し、関係省庁及び民間団体が連携して取り組むこととします。

○第11回租税教育推進関係省庁等協議会総会における合意確認事項について(周知)(R2.1.8付事務連絡)(抜粋)

○ 合意事項

- 1 学習指導要領の着実な実施
- 2 「租税教育の充実」について一層の周知徹底等
- 3 租税教育の充実に向けた具体的取組

○国税庁HP(税の学習コーナー>租税教育用教材>租税教育の事例集)

<http://www.nta.go.jp/taxes/kids/kyozai/jireishu/index.htm>

ギャンブル等依存症問題に関する教育の推進について

◆ギャンブル等依存症問題に関する教育の推進について積極的な取組をお願いいたします。

○ギャンブル等依存症対策基本法（H30.7.13法律第74号）（抜粋）

（教育の振興等）

第十四条 国及び地方公共団体は、国民がギャンブル等依存症問題に関する関心と理解を深め、ギャンブル等依存症の予防等に必要な注意を払うことができるよう、**家庭、学校、職場、地域その他の様々な場におけるギャンブル等依存症問題に関する教育及び学習の振興並びに広報活動等を通じたギャンブル等依存症問題に関する知識の普及のために必要な施策を講ずるものとする。**

○ギャンブル等依存症対策基本法案に対する附帯決議（H30.7.5参議院内閣委員会）

五 政府は、ギャンブル等依存症問題啓発週間の期間を定めた理由が、**新年度に新たに大学生・社会人となった青少年や若い世代に対し、ギャンブル等依存症問題への関心と理解を深める機会を設けること等に鑑み、青少年に対しギャンブル等依存症問題に係る知識の普及に徹底して取り組むこと。**

○消費者庁HP（若者向け啓発資料、相談窓口等を掲載）

http://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_policy/caution/caution_012/

デザイン思考教育の推進について

◆デザイン思考を取り入れた教育の推進について積極的な取組をお願いいたします。

デザイン思考とは：

社会の課題やニーズを生活者や利用者の視点で見極めイノベーションを生み出す手法とされ、デザイン思考を取り入れた教育は、前例のない問題や未知の課題を解決するための人材育成において有益な側面があると考えられます。

＜参考＞デザイン思考を取り入れた各大学の取組事例

大学名	組織等	取組の概要
東京工業大学	デザイン・エンジニアリングコース	既存の科学・工学体系を俯瞰的に理解しながらもその枠にとらわれずに、人類が抱える様々な課題の解決に寄与し、社会で求められる新たな技術・価値・概念の創出に貢献できる能力（エンジニアリングデザイン能力）の涵養を目標としたデザイン・エンジニアリングコースを修士課程及び博士後期課程に開設。
慶應義塾大学	システムデザイン・マネジメント研究科	環境共生、社会協生、安心・安全、健康・福祉などの多様な価値の関係性も考慮してシステム全体を創造的にデザインするための知恵とスキルを教授することを目指して設立された研究科。 環境共生、安心・安全、健康・福祉といった社会のニーズを徹底的に考慮しつつ、新たな技術システム・社会システムのデザインを行い、マネジメントしていくための方法論や手法を学ぶためのカリキュラムを構築。
九州大学	芸術工学研究院	学部・研究科にまたがる教員組織である芸術工学研究院において、デザイン思考のアプローチをエンジンとした「世界的デザイン教育・研究拠点構想」に基づき、国際・地域・学内の3つの分野で、部局内、部局外を結ぶ領域横断的研究教育活動を推進。

※各大学のR元年度シラバス等を参考に文科省にて作成

3. 履修証明制度の改善、学部等連携課程の導入について

【参考】現行の履修証明制度の概要

対象者：**社会人**（当該大学の学生等の履修を排除するものではない）

内 容：大学等の教育・研究資源を活かし一定の教育計画の下に編成された、**体系的な知識・技術等の習得**を目指した教育プログラム

期 間：目的・内容に応じ、**総時間数60時間以上**で各大学等において設定

証明書：プログラムの修了者には、各大学等により、学校教育法の規定に基づくプログラムであること及びその名称等を示した**履修証明書を交付**

質保証：プログラムの**内容等を公表**するとともに、各大学等においてその**質を保証するための仕組みを確保**

※学生を対象とした学位プログラムとは異なり、**単位や学位が授与されるものではない**。

創 設：**平成19年の学校教育法の改正により創設され、同年12月26日から施行**。

○学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）（抄）

第六百五十五条 大学は、文部科学大臣の定めるところにより、当該大学の学生以外の者を対象とした特別の課程を編成し、これを修了した者に対し、修了の事実を証する証明書を交付することができる。

○学校教育法施行規則（昭和二十二年文部省令第十一号）（抄）

第六百六十四条 大学（大学院及び短期大学を含む。以下この条において同じ。）は、学校教育法第六百五十五条に規定する特別の課程（以下この条において「特別の課程」という。）の編成に当たっては、当該大学の開設する講習若しくは授業科目又はこれらの一部により体系的に編成するものとする。

2 特別の課程の総時間数は、六十時間以上とする。

3 特別の課程の履修資格は、大学において定めるものとする。ただし、当該資格を有する者は、学校教育法第九十条第一項の規定により大学に入学することができる者でなければならない。

4 特別の課程における講習又は授業の方法は、大学設置基準、大学通信教育設置基準、大学院設置基準、専門職大学院設置基準、短期大学設置基準及び短期大学通信教育設置基準の定めるところによる。

5 大学は、特別の課程の編成に当たっては、当該特別の課程の名称、目的、総時間数、履修資格、定員、内容、講習又は授業の方法、修了要件その他当該大学が必要と認める事項をあらかじめ公表するものとする。

6 大学は、学校教育法第六百五十五条に規定する証明書（次項において「履修証明書」という。）に、特別の課程の名称、内容の概要、総時間数その他当該大学が必要と認める事項を記載するものとする。

7 大学は、特別の課程の編成及び当該特別の課程の実施状況の評価並びに履修証明書の交付を行うために必要な体制を整備しなければならない。

履修証明プログラムへの単位授与

- 履修証明プログラムの実施大学において、内容・水準、学修成果の評価方法、履修時間等を勘案して**単位授与の際の目安を設定**するものとする。
- その上で、**履修証明プログラム全体に対する単位授与を可能**とし、**大学改革支援・学位授与機構における単位累積加算制度に活用**できるようにする。
(ただし、科目等履修生としての単位授与と重複することが無いように留意が必要。)
- 更に、**大学以外の教育施設等における学修の単位認定**（大学設置基準第29条）、**入学前の既修得単位等の認定**（大学設置基準第30条）の対象とし、**学位の取得に向けた各大学での単位の積み上げに活用**できるようにする。

【単位授与の際の目安の設定イメージ】



5

「学部、研究科等の組織の枠を越えた学位プログラム」の制度化

学位プログラムの現状と課題

【定義】

- ✓ 「学位プログラム」とは、大学等において、学生に学位を取得させるに当たり、当該学位のレベルと分野に応じて達成すべき能力が明示され、それを修得させるように体系的に設計された教育プログラム。

【現状】

- ✓ 学生の所属する組織 = 教員が所属する組織 = 提供される学位プログラムの一対一の関係が原則。

【課題】

- ✓ 急速な学術研究の推進や大学教育に対する社会的ニーズ等の変遷や、研究上の要請や教育上の要請に必ずしも柔軟に対応できていない。
- ✓ 組織間の協力や資源の結集が困難となり、境界領域や学際領域の教育に機動的に対応できない。

○ 「2040年に向けた高等教育のグランドデザイン（答申）」（抜粋）

大学には、教員と学生が所属する学部等の組織を置くこととされているが、**大学が自らの判断で機動性を発揮し、学内の資源を活用して学部横断的な教育に積極的に取り組むことができるよう「学部、研究科等の組織の枠を越えた学位プログラム」を新たな類型として設置可能**とする。

既存の学部・研究科等の教育資源を活用して分野横断的な教育課程を編成し、その修了者に学位を授与することが可能な「学部等連係課程実施基本組織※」を設置可能とするため、大学設置基準、大学院設置基準及び短期大学設置基準等の一部を改正する。

※ 4年制大学の場合。大学院の場合は研究科等連係課程実施基本組織、短期大学の場合は学科連係課程実施学科。以下同じ。

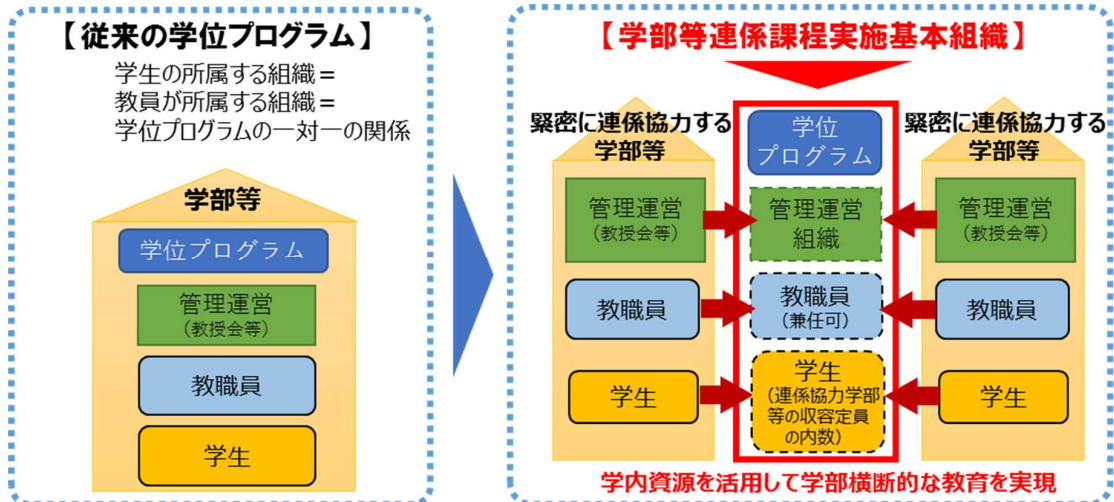
学部等連係課程実施基本組織の位置づけ

- ✓ 大学は、**分野横断的な教育課程を実施する上で特に必要があり、教育研究に支障がないと認められる場合には、複数の既存学部等**※（以下「連係協力学部等」という。）との**緊密な連係及び協力の下、それらが有する教員組織及び施設設備等の一部を用いて学部等連係課程実施基本組織を置くことができるものとする。**

※学部等：大学の学部及び学部以外の基本組織、大学院の研究科及び研究科以外の基本組織並びに短期大学の学科をいう。以下同じ。

制度イメージ

※学部段階(学部等連係課程実施基本組織)の例



2

教員組織

- ✓ 学部等連係課程実施基本組織等の**専任教員は、類似する学部等の場合と同じ数を置くものとする。**ただし、**教育研究に支障を生じない場合には、連係協力学部等の専任教員が兼ねることができるものとする。**（兼任（ダブルカウント））

※ 新たな学位プログラムの実施に当たっては、運営管理業務や、連係協力学部等との調整業務が必要となるため、運営管理を主に担う教員を置くようにすること、及び、当該基本組織等と連係協力学部等の双方に所属する教員の勤務状況を、エフォート管理等を通じて適切に行うべきことについて、施行通知等を通じて周知する。

専任教員数、校舎面積、附属施設

- ✓ 学部等連係課程実施基本組織の**専任教員数、校舎の面積及び附属施設の基準は、連係協力学部等の全てがそれぞれ基準を満たせば足りるものとする。**

収容定員（学生組織）

- ✓ 学部等連係課程実施基本組織の**収容定員は、連係協力学部等の収容定員の内数とし、当該組織ごとに学則において定めるものとする。**

※ 当該基本組織等に所属する学生が、当該基本組織等に対する所属意識を十分に醸成できるよう、大学としての取組を施行通知において求める予定。

設置手続

- ✓ 学部等の設置の場合と同様に、学部等連係課程実施基本組織の設置が、**大学が授与する学位の分野等の変更を伴う場合には認可**、**伴わない場合には届出**の対象となる。
- ✓ 当該基本組織等が学内資源を活用して設置されることに鑑み、当該基本組織等の設置を柔軟かつ機動的に行うことができるよう、届出設置の場合については**提出書類を軽減するとともに届出期間を短縮**する。

設置の類型	学部等の場合	学部等連係課程実施基本組織の場合
当該大学の授与する学位の分野等の変更を 伴う設置	認 可	認 可
当該大学の授与する学位の分野等の変更を 伴わない設置	届	○提出書類:「校地校舎等の図面」「教員個人調書」「教員就任承諾書」を提出不要に ○届出期間:開設前年度の12月末 → 開設2か月前

質保証、教学管理体制

- ✓ 大学は、**学部等連係課程実施基本組織を設置する際には、3つのポリシーを策定**するとともに、連係協力学部等と連携して管理運営組織（委員会等）を設け、学生への学位に関する審査、教育指導、成績評価等を実施するなど、責任ある**教学管理体制を整備**する。
（いずれも施行通知において要請。）

23. 飛び入学制度、教育関係共同利用 拠点制度について

大学への飛び入学について

大学への飛び入学制度について

参考資料1

【制度概要】

○対象者に係る要件

- ・大学の定める分野における特に優れた資質を有すること
(学校教育法第90条第2項)
- ・高校に2年以上在学したこと(学校教育法施行規則第153条)

○受入れ大学に係る要件

- ・大学院が置かれ、かつ、教育研究上の実績及び指導体制を有すること(学校教育法第90条第2項)
- ・特に優れた資質の認定にあたって、高校の校長の推薦を求める等、制度の適切な運用を工夫していること
(学校教育法施行規則第151条)
- ・自己点検・評価の実施及びその結果の公表を行うこと
(学校教育法施行規則第152条)

(参考)飛び入学実施大学と入学者数(平成31年度入試)

	制度導入年度	累計入学者数
千葉大学(文学部・理学部・工学部)	平成10年度	95名
名城大学(理工学部)	平成13年度	26名
昭和女子大学(人間文化学部・人間社会学部・生活科学部)	平成17年度 ※26年度より停止	1名
成城大学(文芸学部)	平成17年度 ※29年度より停止	2名
エリザベト音楽大学(音楽学部)	平成17年度	3名
会津大学(コンピュータ理工学部)	平成18年度	9名
日本体育大学(体育学部)	平成26年度	2名
東京藝術大学(音楽学部)	平成28年度	2名
京都大学(医学部)	平成28年度	0名
桐朋学園大学(音楽学部)	平成31年度	1名
合計		135名

(参考)年度別入学者数(過去5年)

	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度	R2年度
千葉大学	2	2	2	3	4
名城大学	0	0	0	0	0
エリザベト音楽大学	0	1	0	0	1
会津大学	2	2	0	1	0
日本体育大学	0	1	0	0	0
東京藝術大学	0	1	0	0	1
京都大学	0	0	0	0	0
桐朋学園大学				1	0
総計	4	7	2	5	6

機能強化経費(教育関係共同実施分)

《制度の趣旨》

多様化する社会と学生のニーズに応えるべく、各大学において、それぞれの教育理念に基づいて機能別分化を図り、個性化・特色化を進めながら教育研究活動を展開していくことが重要。

質の高い教育を提供していくためには、個々の大学の取組だけでは限界があるため、他大学との連携を強化し、各大学の有する人的・物的資源の共同利用等の有効活用を推進することにより、大学教育全体として多様かつ高度な教育を展開していくことが必要不可欠。

大学の教育関連施設の共同利用の促進を図るための制度を創設し(「教育関係共同利用拠点」。

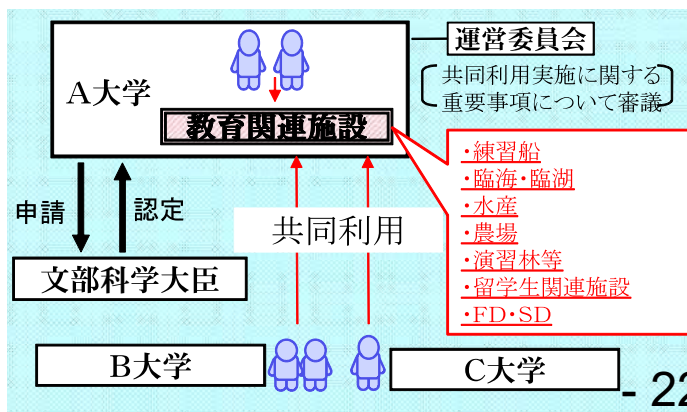
21年9月より施行*)、大学間連携を図る取組を一層推進。

*「学校教育法施行規則(第143条の2)」、「教育関係共同利用拠点の認定等に関する規程」
(学術研究分野については、平成20年に「共同利用・共同研究拠点」を既に制度化)

《制度の概要》

大学における教育に係る施設で、当該施設が大学教育の充実に特に資するものについて、大学から申請を受けた後、審査の上で、文部科学大臣が教育関係共同利用拠点として認定。

大学は認定を受けた施設を他の大学の利用に供することができる。

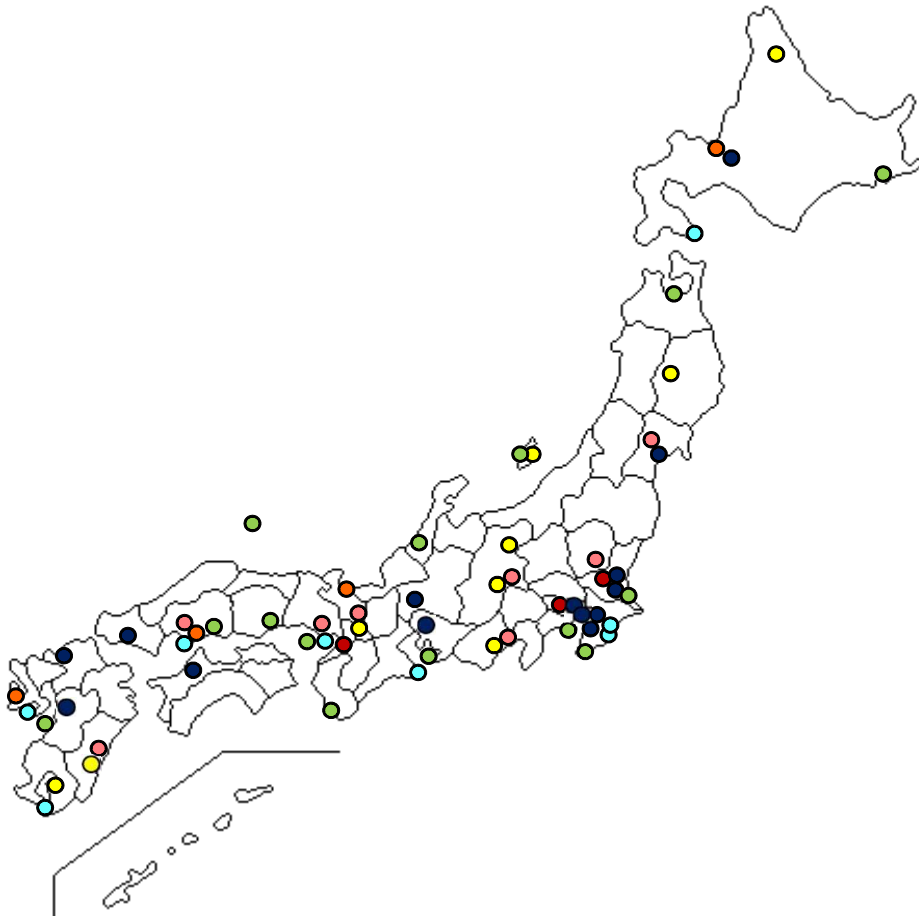


【認定基準】

- 学生に対する教育、学生の修学等の支援、教育内容及び方法の改善等に係る機能を有する施設で、大学教育の充実に特に資すると認められるものであること
 - 共同利用実施に関する重要事項について審議する委員会を置くこと
 - 利用する大学を広く募集するものであること
 - 相当数の大学の利用が見込まれること
 - 共同利用拠点に関する情報提供を広く行うものであること
 - 共同利用に必要な設備・資料等を備えていること
- など

教育関係共同利用拠点認定施設一覧

令和2年7月21日現在



全60拠点

FDSD
14拠点

留学
3拠点

水産
4拠点

演習林
9拠点

臨海臨湖
14拠点

農場
8拠点

練習船
8拠点

FDSD 14拠点	北海道大学	高等教育推進機構（高等教育研修センター）
	東北大学	高度教養教育・学生支援機構
	筑波大学	グローバル・アカデミック・リサーチ・キャリアセンター
	筑波技術大学	障害者高等教育研究支援センター
	千葉大学	大学院看護学研究科附属看護実践研究指導センター
	千葉大学	アカデミック・リンク・センター
	岐阜大学	医学教育開発研究センター
	名古屋大学	名古屋大学高等教育研究センター
	山口大学	知的財産センター
	愛媛大学	教育・学生支援機構教育企画室
	九州大学	基幹教育院
	熊本大学	教授システム学研究センター
	芝浦工業大学	教育イノベーション推進センター
	帝京大学	高等教育開発センター

留学 3拠点	筑波大学	グローバルコミュニケーション教育センター
	東京外国語大学	留学生日本語教育センター
	大阪大学	日本語日本文化教育センター

水産 4拠点	北海道大学	北方生物圏フィールド科学センター水圏ステーション 白尻水産実験所、七飯淡水実験所及び忍路臨海実験所
	京都大学	フィールド科学教育研究センター海域ステーション 舞鶴水産実験所
	広島大学	大学院統合生命科学研究科附属瀬戸内圏フィールド 科学教育研究センター竹原ステーション（水産実験所）
	長崎大学	海洋未来イノベーション機構 環東シナ海環境資源研究センター

演習林 9拠点	北海道大学	北方生物圏フィールド科学センター森林圏ステーション
	岩手大学	農学部附属寒冷フィールドサイエンス教育研究センター 御明神演習林・滝沢演習林
	筑波大学	山岳科学センター
	新潟大学	佐渡自然共生科学センター演習林
	信州大学	農学部附属アルプス圏フィールド科学教育研究センター演習林
	静岡大学	農学部附属地域フィールド科学教育研究センター 森林生態系部門（南アルプスランチ（中川根）・天竜ランチ（上阿多古））
	京都大学	フィールド科学教育研究センター芦生研究林・北海道研究林・上賀茂試験地
	宮崎大学	農学部附属フィールド科学教育研究センター田野フィールド（演習林）
	鹿児島大学	農学部附属高隈演習林

臨海 臨湖 14拠点	北海道大学	北方生物圏フィールド科学センター水圏ステーション （厚岸臨海実験所、室蘭臨海実験所）
	東北大学	大学院生命科学研究科附属 浅虫海洋生物学教育研究センター
	茨城大学	広域水圏環境科学教育研究センター
	東京大学	大学院理学系研究科附属臨海実験所
	お茶の水女子大学	湾岸生物教育研究センター
	新潟大学	佐渡自然共生科学センター臨海実験所
	金沢大学	環日本海域環境研究センター臨海実験施設
	名古屋大学	大学院理学研究科附属臨海実験所
	京都大学	フィールド科学教育研究センター海域ステーション 瀬戸臨海実験所
	神戸大学	内海域環境教育研究センターマリンサイト
	広島大学	大学院統合生命科学研究科附属臨海実験所
	島根大学	生物資源科学部附属生物資源教育研究センター 隠岐臨海実験所
	岡山大学	理学部附属臨海実験所
	熊本大学	くまもと水循環・減災研究教育センター・ 合津マリンステーション

農場 8拠点	東北大学	川渡フィールドセンター
	宇都宮大学	農学部附属農場
	信州大学	農学部附属アルプス圏フィールド科学教育研究センター 野辺山農場
	静岡大学	農学部附属地域フィールド科学教育研究センター 持続型農業生態系部門（農場）
	京都大学	大学院農学研究科附属農場
	神戸大学	大学院農学研究科附属食資源教育研究センター
	広島大学	大学院統合生命科学研究科附属瀬戸内圏フィールド 科学教育研究センター西条ステーション（農場）
	宮崎大学	農学部附属フィールド科学教育研究センター・ 住吉フィールド（牧場）

練習船 8拠点	北海道大学	水産学部附属練習船おしよ丸
	東京海洋大学	練習船神鷹丸
	東京海洋大学	練習船汐路丸
	三重大学	練習船勢水丸
	神戸大学	大学院海事科学研究科附属練習船深江丸
	広島大学	生物生産学部附属練習船豊潮丸
	長崎大学	水産学部附属練習船長崎丸
	鹿児島大学	水産学部附属練習船かごしま丸

24. 先導的大学改革推進委託事業 について

先導的大学改革推進委託事業について

趣旨・目的

- ・ 今後の大学改革課題に機動的に対応し、大学改革の一層の推進、教育の質の向上、大学の構造転換の推進を図るため、以下のような調査研究を大学等に委託。

- (1) 中教審等の審議に資する専門的な調査研究
- (2) 政策目標、提言内容等の具体化、実質化を図るために必要な方策に関する調査研究
- (3) その他、実態把握等の調査研究を必要とする政策課題等への対応

- ・ これらの調査研究の成果を今後の国公私立を通じた高等教育行政施策の企画立案及び改善に資するとともに、成果を広く公表することにより各大学の取組を支援・促進し、大学改革の一層の推進と教育の質の向上を図る。

R元年度調査研究テーマ

- ・ 獣医学教育の改善・充実に向けた調査研究
- ・ 大学院における教育改革の実態把握・分析等に関する調査研究
- ・ 博士課程学生の経済的支援状況に係る調査研究
- ・ 国際共同学位プログラムに関する調査研究
- ・ 教育と研究の充実に資する大学採井業務の効率化と教職協働の実態調査
- ・ 修士レベルのSTEM分野及び経営・マネジメントに関する知識・技能の修得を目的とした学際的なプログラムに関する調査研究
- ・ 大学教育改革の実態の把握及び分析等に関する調査研究
- ・ 就職・採用活動に関連して実施されているインターンシップの現状に関する調査研究
- ・ 「博士課程教育リーディングプログラム」支援事業の定着・発展プロセスに関する調査研究
- ・ 我が国の大学における寄付金獲得に向けた課題に係る調査研究

事業成果物

これまでの成果物については、文部科学省HPにて公表。

http://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/itaku/index.htm

**25. 大学が当該大学以外の教育施設等と
連携協力して授業を実施する際の
留意点について**

大学が当該大学以外の教育施設等と連携協力して授業を実施する際の留意点について

教育関係法令の観点(大学の質保証)

「大学設置基準等の一部を改正する省令等の施行について」(平成19年文科高第281号通知)より

- ✓ 大学設置基準においては、大学の授業科目について、**大学が自ら必要な教員組織等を備え、当該大学の指導計画の下で開設することが原則**とされている。(第19条第1項)
- ✓ ただし、全てを当該大学のみで行うことを求めるものではなく、教育内容の豊富化等の観点から、大学が当該大学以外の教育施設等と連携協力して授業を実施することは認められており、このような授業を行う場合には、
 - ① 授業の**内容、方法、実施計画、成績評価基準及び当該教育施設等との役割分担等**の必要な事項を**協定書**に定めている
 - ② 大学の授業担当教員の各授業時間ごとの**指導計画の下に実施**されている
 - ③ 大学の授業担当教員が**当該授業の実施状況を十分に把握**している
 - ④ 大学の授業担当教員による**成績評価**が行われる

など、**当該大学が主体性と責任を持って、当該大学の授業として適切に位置付けて行われることが必要**であることに留意することとされている。

労働関係法令の観点(偽装請負の防止)

「大学において請負契約等に基づいて授業を行うことについて」(平成18年1月文部科学省会議資料)より

- ✓ 請負契約の性質上、大学から外部講師に対して**指揮命令をすることはできないこと**に留意することが必要
 - ✓ 請負契約の性質上、事前に大学側が企業に対して個別的・具体的に希望するが外部講師を指定することは不可能であることに留意することが必要。
- これらのことから、一般的には、**請負契約による講師は、学長の権限と責任の下において、自ら授業を行うことが困難**であり、**その役割は、授業を行う教員を補助する業務に限定**される可能性が高い。

○大学の質保証を担保した上で請負契約による授業を行うことについて

■大学の質保証(教育関係法令の観点)

- ① 授業の内容、方法、実施計画、成績評価基準及び当該教育施設等との役割分担等の必要な事項を協定書に定めている
- ② 大学の授業担当教員の各授業時間ごとの指導計画の下に実施されている
- ③ 大学の授業担当教員が当該授業の実施状況を十分に把握している
- ④ 大学の授業担当教員による成績評価が行われる

両立

■偽装請負の禁止(労働関係法令の観点)

- ・請負契約の性質上、大学から外部講師に対して指揮命令をすることはできないことに留意することが必要
- ・請負契約の性質上、事前に大学側が企業に対して個別的・具体的に希望するが外部講師を指定することは不可能であることに留意することが必要

○専任教員が指導計画等を立てる

○同計画等に基づき、請負契約において、委託業務(語学授業等)の詳細を定める

○専任教員は授業の実施状況を把握するとともに、成績評価を行い、単位を認定

【想定される例】

・英語の授業全体を専任教員が進行しつつ、コミュニケーション部分を外部講師に担当させる

・実験や演習の授業について、分析機器や実験機器の操作・説明を外部講師に担当させる

等

大学が当該大学以外の教育施設等と連携協力して授業を実施する際(特に請負契約による場合)は、**以上2つの観点を踏まえ、各大学において適切な実施体制を構築することが求められます。**

○ なお、大学の職員（教員を含む。）とは、学長の指揮命令権の下で大学の校務に従事する者であると解しており、請負契約により大学の校務を請け負った事業者に雇用されて当該校務に従事する者については、学長の指揮命令権の下で当該校務に従事する者ではないため、職員には当たらず、したがって、授業担当教員とはならない。

○ 平成 17 年度学校法人の運営等に関する協議会において配布した「大学において請負契約等に基づいて授業を行うことについて」については、請負契約の性質に鑑み、請負契約により大学の校務を請け負った事業者に雇用されて当該校務に従事する者が授業担当教員となることはできないことを踏まえて留意点を示したものである。

○ すなわち、当該資料中「実際に教育にあたる教員」とは「授業担当教員」に相当し、「授業を行う教員を補助する」とは、「（担当教員の責任の下で）担当教員以外の者を活用して授業を実施する」ことに相当するものであり、その考え方には変更はない。

・ 228 - 参照条文]

○ 学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）（抄）

第九十二条 ①・②（略）

③ 学長は、校務をつかさどり、所属職員を統督する。

④～⑩（略）

○ 大学設置基準（昭和 31 年文部省令第 28 号）（抄）

（教育課程の編成方針）

第十九条 大学は、当該大学、学部及び学科又は課程等の教育上の目的を達成するために必要な授業科目を自ら開設し、体系的に教育課程を編成するものとする。

2 （略）

【参考資料】

○ 「労働者派遣・請負を適正に行うためのガイド」

（厚生労働省ホームページ）

<http://www.mhlw.go.jp/fi/le/06-Seisaku/jouhou-11600000-Shokugyouanteik-yoku/0000078287.pdf>

大学が当該大学以外の教育施設等と連携協力して授業を実施する際の留意点について

平成 30 年 6 月

1. 全体的な考え方

○ 大学設置基準第 19 条第 1 項に規定しているとおり、大学は、当該大学、学部及び学科又は課程等の教育上の目的を達成するために必要な授業科目については、自ら必要な教員組織並びに施設及び設備を備え、当該大学の指導計画の下で開設することが原則。

○ ただし、19 文科高第 281 号において通知しているとおり、これらの全てを当該大学のみで行うことを求めるものではなく、教育内容の豊富化等の観点から、大学が当該大学以外の教育施設等と連携協力して授業を実施することと認められる。

○ このような授業を行う場合には、例えば、

① 授業の内容、方法、実施計画、成績評価基準及び当該教育施設等との役割分担等の必要な事項を協定書に定めている

② 大学の授業担当教員の各授業時間ごとの指導計画の下に実施されている

③ 大学の授業担当教員が当該授業の実施状況を十分に把握している

④ 大学の授業担当教員による成績評価が行われる

など、当該大学が主体性と責任を持って、当該大学の授業として適切に位置付けて行われることが必要であることに留意すること。

○ また、授業担当教員を同じくする複数の授業科目の授業が別々の場所において同時に実施される場合についても、同様の考え方により、当該大学の授業として適切に位置付けて行われることが必要。

2. 請負契約の活用に係る留意点

○ 大学が、請負契約を活用するなどして、授業担当教員以外の者を利用して授業を実施する際には、教育関係法令（学校教育法、大学設置基準等）や労働関係法令（職業安定法、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律、労働者派遣事業と請負により行われる事業との区分に関する基準を定める告示等）の規定に則して実施しなければならない。

○ 請負契約を活用する場合には、契約内容について関係法令の違反がないかを確認するとともに、疑義がある場合は、文部科学省や管轄の都道府県労働局に適宜相談するなど、関係法令に則した適切な対応をとること。

大学において請負契約等に基づいて授業を行うことについて

平成18年1月

●学校教育法の規定上、大学の教学面の権限と責任は学長に委ねられていることから、日々の授業の実施についても、教育課程の編成等と同じく、学長の権限と責任の下で展開されることが必要。
→このことから、大学の「教員」にも、学長の権限と責任の下に授業を行うことが求められている



近時、大学と企業が「請負契約」を締結し、企業に雇用されている者が、当該契約に基づき「外部講師」として大学において授業を行う(単独で/授業を行う教員の補助者として)ような構想が見られるが、この場合、以下の諸点に留意すべきであるので、その具体的な取扱については、文部科学省及び所管の地方労働局等の確認を得ることが望ましい。

【留意点】 ＜大学教員の位置付け＞

◆学校が責任をもって教育を実施するには、実際に教育にあたる教員について、人事権、懲戒、分限権、指揮・監督権を学校が有することが必要であり、そのためには、教員は当該学校に直接に雇用される者であることが一般的である。

＜請負契約の性質＞

◆請負契約の性質上、大学から当該外部講師に対して指揮命令をすることはできないことに留意することが必要。

◆請負契約の性質上、事前に大学側が企業に対して個別的・具体的に希望する外部講師を指定することは不可能であることに留意することが必要。

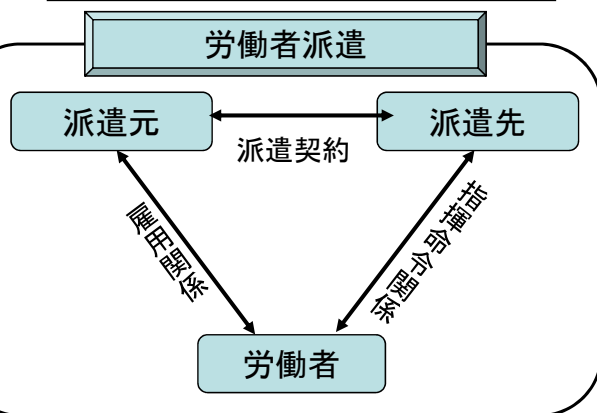
→これらのことから、一般的には、請負契約による講師は、学長の権限と責任の下において、自ら授業を行うことが困難であり、その役割は、授業を行う教員を補助する業務に限定される可能性が高い。

○ 労働者派遣等の労働力需給調整の仕組み

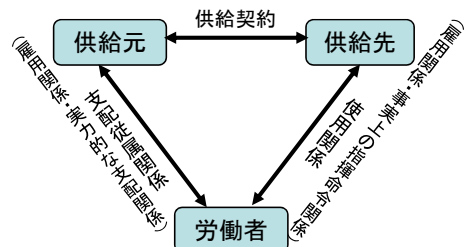
平成26年8月27日付職派需発0827第2号
厚生労働省職業安定局
派遣・有期労働対策部需給調整事業課長通知
添付資料より

労働者派遣：自己の雇用する労働者を、当該雇用関係の下に、かつ、他人の指揮命令を受けて、当該他人のために労働に従事させること。（労働者派遣法第2条第1項）

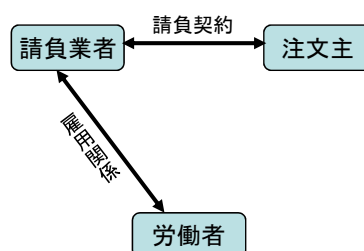
派遣元・派遣先・労働者の三者関係



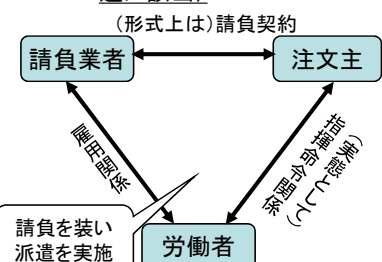
(参考1) 労働者供給



(参考2) 請負



(参考3) 偽装請負(法的には労働者派遣に該当)



※ 労働者供給については、職業安定法の規定により業として行うことが禁止されている。

※ 労働者派遣は、従来の労働者供給の一形態に当たるものであるが、労働者派遣法により、一定のルールのもとに適法に事業として行えることとなったもの。

○請負と労働者派遣と偽装請負

偽装請負とは、請負、業務委託などと称して、派遣契約を締結することなく労働者派遣を行うこと。雇用主等が果たすべき責任の所在が曖昧となり、労働災害の発生等の問題に繋がる。

労働者に対する責任

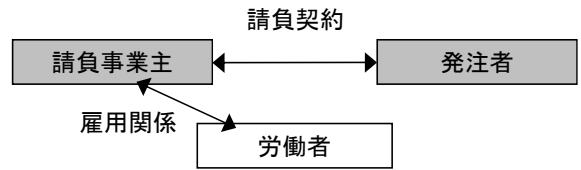
雇用主である請負事業主が「全責任」を負う

「指揮命令」に伴うもの以外の責任
労働契約、賃金支払い、時間外協定、労災補償 等
(実効性担保のため労働者派遣法の規定)
許可・届出制、派遣契約の締結、責任者の設置、管理台帳の整備等

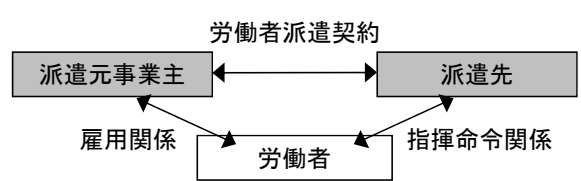
✕

「派遣元としての責任」を果たさず

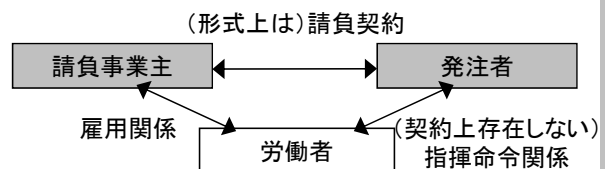
① 請負



② 労働者派遣



③ 偽装請負(実質「労働者派遣」に該当)



労働者に対する責任

発注者は責任を負わない
(雇用関係も指揮命令関係もない)

「指揮命令」に伴う使用者責任
危険防止措置、健康障害防止措置、労働時間管理 等
(実効性担保のため労働者派遣法の規定)
派遣契約の締結、責任者の設置、管理台帳の整備等

✕

「指揮命令に伴う責任」を果たさず

○「労働者派遣事業と請負により行われる事業との区分に関する基準」 (昭和61年労働省告示第37号)

【目的】

労働者派遣法の適正な運用のためには、労働者派遣事業に該当するか否かの判断を的確に行う必要があります。この基準は、労働者派遣事業か請負により行われる事業かを区分することを目的として定められています。

区分基準の柱

偽装請負にならないためには①

自己の労働者を直接利用していること。つまり、発注者から指揮命令を受けずに業務処理を行っていること。

偽装請負にならないためには②

請け負った業務を自己の業務として相手方から独立して処理していること。

具体的には、

- 業務の遂行方法に関する指示
 - 労働時間等に関する指示
 - 配置決定や服務規律に関する指示
- などを請負事業主が行っているかによって判断している。

具体的には、

- 資金の調達・支弁関係
 - 法的責任関係
 - 単なる労働力の提供ではないこと
- によって判断している。

26. 職業能力開発大学校・短期大学校に おける学修への単位認定等について

職業能力開発大学校・短期大学校における学修への単位認定等について

1. 職業能力開発大学校・短期大学校の概要

- 高校卒業者等を対象に、高度な知識と技能を兼ね備えた実践技術者、生産技術・生産管理部門のリーダーとなる中小企業のものづくり基盤を支える人材を養成する教育施設（職業能力開発促進法に基づく公共職業能力開発施設、通称「ポリテク・カレッジ」）。学校教育法に基づき学校には当たらない。
- 設置者は国、都道府県又は認定を受けた事業主。
- 訓練期間は、短期大学校の場合は専門課程2年、大学校の場合は専門課程及び応用課程の計4年。

2. 経緯及び現状

- 平成15年に熊本県及び長野県から、平成21年に山形県から、職業能力開発短期大学校（以下「短期大学校」という。）の大学への編入学を認めるよう、構造改革特区制度に基づく規制改革要望があった。
- これを受けて、中央教育審議会において検討を行った結果、職業能力開発大学校・短期大学校（以下「職能大等」という。）は、既に単位認定が認められている短期大学や専門学校等と比較して、教員組織、教育課程、施設設備等の面で遜色ないものと考えられることから、単位認定については認めるべき旨を提言いただいたところ。
- この結果を受けて、文部科学省においては、平成26年、職能大等における学修について、大学における単位認定の対象とすることを可能とする告示改正を行った。

3. 編入学に関する検討状況

- 一方で、中央教育審議会の審議においては、職能大等から大学への編入学を可能とするためには、職能大等における学修が、①実態に照らして、大学相当の教育であると認められる内容であること、②そのことを認めるために、大学における単位として、実際に認定を受けている実績があることが必要であるとの指摘がなされたところ。
- 文部科学省としては、「構造改革特別区域の提案等に対する今後の政府の対応方針」（平成30年9月7日構造改革特別区域推進本部決定）に基づき、全大学に対し職能大等との単位認定等について周知し、単位認定の状況の把握に努め、その実績を見ながら令和3年度までに制度改正について検討を行うこととしている。

【参考】職能大等の単位認定に関する法令上の規定

○ 大学設置基準（昭和三十一年文部省令第二十八号）（抄）

（大学以外の教育施設等における学修）

第二十九条 大学は、教育上有益と認めるときは、学生が行う短期大学又は高等専門学校における学修その他の文部科学大臣が別に定める学修を、当該大学における授業科目の履修とみなし、大学の定めるところにより単位を与えることができる。

2 前項により与えることができる単位数は、前条第一項及び第二項により当該大学において修得したものとみなす単位数と合わせて六十単位を超えないものとする。

○ 平成三年文部省告示第六十八号（大学設置基準第二十九条第一項の規定による大学が単位を与えることのできる学修）

大学設置基準（昭和三十一年文部省令第二十八号）第二十九条第一項の規定により、大学が単位を与えることのできる学修を次のように定め、平成三年七月一日から施行する。

五 次に掲げる学校以外の教育施設で学校教育に類する教育を行うものにおける学修で、大学において大学教育に相当する水準を有すると認めたもの

イ 略

ロ 職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号）による職業能力開発短期大学校、職業能力開発大学校及び職業能力開発総合大学校（略）

ハ～ホ 略



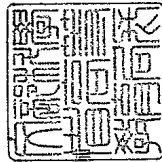
(抜粋)

26文科高第421号
平成26年9月1日

各 国 公 私 立 大 学 長
大 学 を 設 置 す る 各 地 方 公 共 団 体 の 長
各 公 立 大 学 法 人 の 理 事 長
大 学 を 設 置 す る 各 学 校 法 人 の 理 事 長
大 学 を 設 置 す る 各 学 校 設 置 会 社 の 代 表 取 締 役

文部科学省高等教育局長

吉 田 大



(印影印刷)

大学設置基準第二十九条第一項の規定により、大学が単位を与えることのできる学修を定める件の一部を改正する告示及び短期大学設置基準第十五条第一項の規定により、短期大学が単位を与えることのできる学修を定める件の一部を改正する告示について（通知）

このたび、別添のとおり、「大学設置基準第二十九条第一項の規定により、大学が単位を与えることのできる学修を定める件の一部を改正する告示」（平成26年文部科学省告示第123号）【別添1】及び「短期大学設置基準第十五条第一項の規定により、短期大学が単位を与えることのできる学修を定める件の一部を改正する告示」（平成26年文部科学省告示第124号）【別添2】が平成26年9月1日に公布され、同日から施行されました。

今回の改正は、社会経済構造の変化等を踏まえ、多様な学びの場や進路選択の機会を提供していくため、様々な教育機関における多様な履修機会を確保する観点から、学校以外の教育施設で学校教育に類する教育を行うもののうち防衛大学校等における学修で、大学又は短期大学において大学教育又は短期大学教育に相当する水準を有すると認めたものを、当該大学又は短期大学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができるものとするものです。

この改正の概要及び留意すべき事項は下記のとおりですので、十分御了知いただき、その運用に当たっては遺漏なきようにお取り計らいください。

第一 改正の概要

- 一 大学及び短期大学が単位を与えることのできる学修
大学設置基準（昭和31年文部省令第38号）第29条第1項及び短期大学設置基準（昭和50年文部省令第21号）第15条第1項に規定する「文部科学大臣が別に定める学修」として、次に掲げる学校以外の教育施設で学校教育に類する教育を行うものにおける学修で、大学又は短期大学において大学教育又は短期大学教育に相当する水準を有すると認めたものを新たに規定したこと。

- ① 防衛大学校
 - ② 職業能力開発短期大学校、職業能力開発短期大学校及び職業能力開発総合大学校（旧中央職業訓練所、旧職業訓練大学校及び旧職業訓練短期大学校を含む。）
 - ③ 水産大学校（水産講習所を含む。）
 - ④ 国立看護大学校
 - ⑤ 気象大学校
 - ⑥ 海上保安大学校
- 二 その他
その他、所要の規定の整備を行ったこと。

第二 留意事項

- 一 今回の改正は、様々な教育機関における多様な学修機会が確保されるとともに、教育機関相互における流動性の高い接続の仕組みを構築するため、学校以外の教育施設で学校教育に類する教育を行うものにおける学修のうち一定のものについて、各大学又は短期大学が当該大学又は短期大学における教育に相当する水準を有すると認めたものに限り、当該大学又は短期大学が単位を与えることができるものとするものであること。

このため、第一の①から⑥までの教育施設における学修の全てについて、大学又は短期大学が無条件で単位を与えることは適当ではなく、各大学及び短期大学において単位認定の対象としようとする第一の①から⑥までの教育施設における学修に係る学習時間や内容等をシラバス等において十分に確認し、当該大学及び短期大学における教育の内容や水準等を勘案した上で、適当と認める範囲内で単位の認定を行うよう十分留意すること。

- 二 大学設置基準第28条から第30条まで及び短期大学設置基準第14条から第16条までの規定に基づき、今回の改正のより新たに大学又は短期大学の単位認定の対象として認められる第一の①から⑥までの教育施設における学修を含め、他の大学又は短期大学における授業科目の履修等による単位の認定、大学以外の教育施設等における学修による単位の認定又は入学前の既修得単位等の認定については、合わせて60単位を超えない範囲内とされていることに引き続き十分留意すること。

27. 大学等における求人公募の オンライン化の推進について

各国私立大学事務局
各大学共同利用機関法人事務局
御中

文部科学省
高等教育局
高等教育振興課
高等教育局国立大学法人支援課
高等教育局私学部私学行政課
研究振興局学術機関課

推進に努めていただくよう、お願いいたします。特に、研究大学や、国際的な研究活動を行う大学・学部等においては、国際的な頭脳循環の加速による我が国の研究力の向上の観点からも、積極的な取組が期待されます。

また、求人公募の具体的な手続については、各部署や、教員による選考委員会等の裁量に委ねられている場合等も多いと考えられることから、各大学等の事務局においては、本事務連絡の内容について学内に十分周知するとともに、全学的な取組の推進に取り組むようお願いいたします。

なお、国立大学等においては、「人事給与マネジメント改革に関するガイドライン」(平成31年2月25日文部科学省)に同様の記載がされていることを踏まえ、これらの取組を進めていただくようお願いいたします。

大学等における求人公募のオンライン化の推進について

各大学等(大学及び大学共同利用機関をいう。以下同じ。)が、それぞれの理念・目的に基づき、多様で個性ある教育研究を推進していくためには、大学等の教育研究の中心を担う教員に優れた人材を確保し、これらの者がそれぞれの役割に応じて能力を最大限に発揮できるよう、教員の人事の在り方について改善を図っていくことが必要です。一方、教員の人事は、大学等の自治の下、各大学等がその責任に基づき適正に行うべきであり、各大学等が自ら改善の努力を行っていくことが基本です。

このような観点から、これまで各大学等においては、教員の採用の在り方に関し、公募制の活用等、自主的な改善が進められてきたものと承知しております。

一方、科学技術基本計画(平成28年1月22日閣議決定)においては、人材の多様性確保と流動化の促進の観点から、「海外派遣中の研究者等が応募しやすい公募・採用プロセスの工夫」等の取組が求められています。また、近年、国外の研究者等から文部科学省に対し、国内の大学等・研究機関における求人公募に際し、応募・面接の方法がそれぞれ郵送・対面に限定されていることなどが、特に若手研究者にとっては費用等の面で応募上の障壁になっているとの御意見が寄せられています。

このような状況を踏まえて、文部科学省としても、本年4月23日に公表した「研究力向上改革2019」において、「求人公募における海外からの応募に係る負担の軽減(Web応募の拡大等)」を改革事項として掲げたところです。

文部科学省では、これまで、複数の大学及び国立研究開発法人の求人公募における応募・面接のオンライン化の取組事例を収集してきたところであり、この度、別紙のとおり、大学及び国立研究開発法人における取組事例をお示しすることとしました。

各大学等においては、本事例も参考にしながら、特に国外の研究者が応募・面接にあたり不利益を被ることのないよう、求人公募における応募・面接のオンライン化の

【問い合わせ先】

(本事務連絡全般について)

高等教育局大学振興課法規係

電話：03-5253-4111 (内線 3338)

(国立大学について)

高等教育局国立大学法人支援課法規係

電話：03-5253-4111 (内線 3760)

(大学共同利用機関について)

研究振興局学術機関課機構総括係

電話：03-5253-4111 (内線 4302)

(公立大学について)

高等教育局大学振興課公立大学係

電話：03-5253-4111 (内線 2418)

(私立大学について)

高等教育局私学部私学行政課法規係

電話：03-5253-4111 (内線 2532)

【別紙】

大学及び国立研究開発法人における採用応募・面接のオンライン化の取組事例

(文部科学省調べ)

○応募の受付方法について

- ・オンライン応募について、一律郵送とするのではなく、
(例1) 郵送による応募とオンラインによる応募を選択可能としている。
(例2) 郵送を原則としつつ、一定の条件（例：海外在住者）を満たす場合にはオンライン応募を可能としている。
- ・オンラインによる応募書類の提出方法としては、
(例1) 大学・国立研究開発法人の e-mail アドレスでの受付を行っている。
(例2) JREC-IN Portal「WEB 応募機能」での受付を行っている。
(参考) JREC-IN Portal「WEB 応募機能」 Web 応募のメリットと注意事項
https://irecin.ist.go.jp/offer/html/help_detail/katsuyou/loginato/agency00.html
- ・容量が大きいデータの受付については、オンラインストレージを活用している。
- ・オンラインによる受付の場合、受信確認を必ず行うことにより、システム障害による不着のリスクの回避を図っている。
- ・書類の提出は原則オンライン化しつつも、原本が必要な書類（例：最終学歴の卒業証明書等）については、応募時ではなく最終選考時もしくは採用時まで提出させている。
- ・厳封が必要な推薦状については、応募者本人からの郵送を基本としつつ、特に国外の応募者については、推薦元の教授等から大学にメール等で直送することを認めている。

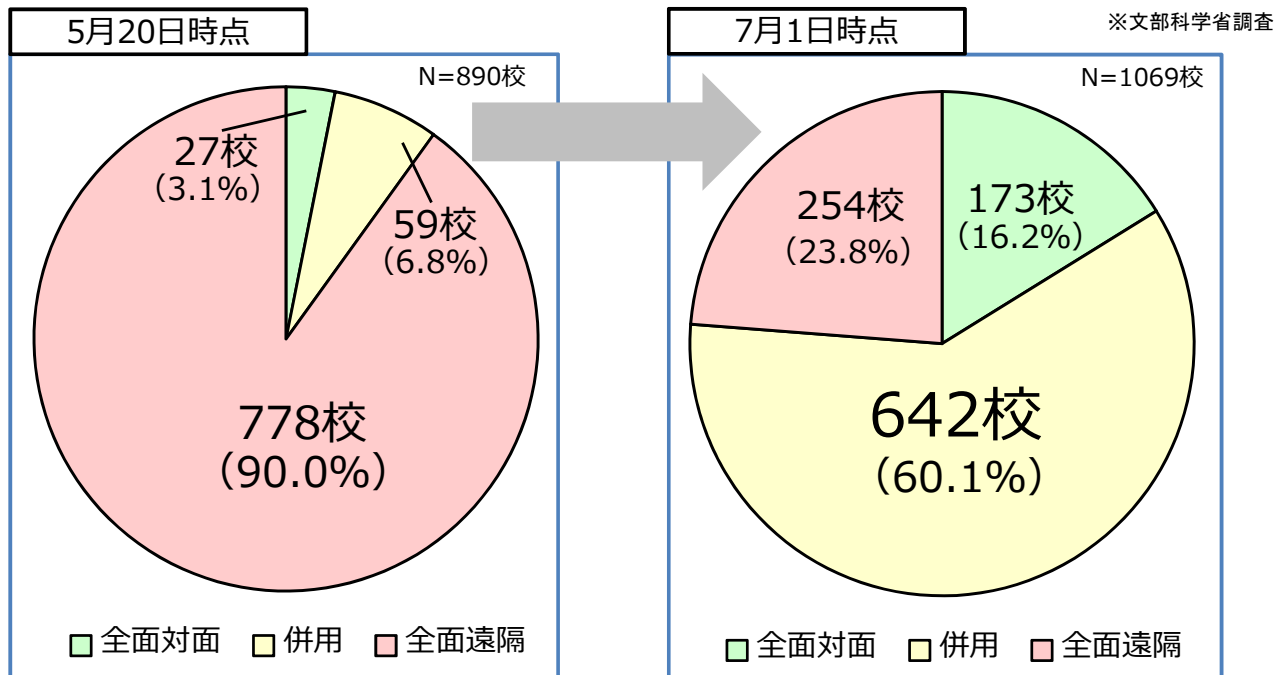
○面接の方法について

- ・テレビ会議システムやビデオ通話ツール等を用いたオンライン面接を一律に不可とするのではなく、
(例1) 最終面接は対面を原則としつつも、海外在住者については、1 次面接はオンライン面接を可能としている。
(例2) 職階・職種や雇用形態の違いを踏まえて柔軟に対応している。

28. 大学等における対面授業の再開と 感染予防の両立について

大学等における授業の実施状況

- 5月時点では、約9割の大学等が全面的に遠隔授業を実施していたが、7月1日時点では、**約6割が対面・遠隔授業を併用**して授業を実施。
- 対面授業のみの大学等、遠隔授業のみの大学等は、いずれも約2割。



1

大学等における対面授業の再開と感染予防の両立

(令和2年度後期や令和3年度の授業の実施方法の考え方について)

- 大学設置基準第25条第1項(大学における授業の方法について定める規定)は、主に教室等において対面で授業を行うことを想定していること。
- 地域の感染状況や、教室の規模・受講者数・教育効果等を総合考慮し、今年度の授業の実施状況や学生の状況・希望等も踏まえつつ、**感染対策を講じた上での面接授業の実施が適切と判断されるものについては面接授業の実施を検討していただきたいこと。遠隔授業を実施する場合にも、面接授業との併用を検討していただきたいこと。**
- 一度授業の実施方針を決定した後においても、地域の感染状況や、学生の希望等も踏まえ、必要に応じてその実施方法の見直しや更なる改善に努めていただきたいこと。

(令和2年7月27日付事務連絡「本年度後期や次年度の各授業科目の実施方法に係る留意点について」により各大学等に周知)

➡ **コロナ禍の中でも、感染対策を講じつつ、学生が納得できる質の高い教育の提供が不可欠**

<各大学において御対応いただきたい事項>

- 感染防止のための対策を十分に講じた上で、対面による授業が適切と判断されるものについては、対面授業の実施・再開を検討していただきたいこと。
- 学生が孤立したり、学びへの意欲を失うことのないよう、
 - ① 学生同士の交流や、人的なネットワークを構築する機会を設定すること
 - ② 学事上の情報・経済的支援に関する情報など、学生が必要とする情報を一人一人に確実に伝達すること
 - ③ 図書館をはじめとする施設・設備を可能な限り利用できるよう工夫すること
 について、取組をいただきたいこと。
- 遠隔授業を実施する場合でも、対面での授業に相当する教育効果を確保するための工夫や、個々の教員に過度な負担をかけないための配慮をいただきたいこと。

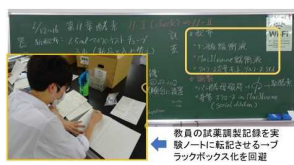
2

国公立大学における新型コロナウイルス感染症対策の好事例

山梨大学

感染リスクに配慮した効率的な授業の実施

- 遠隔授業と対面授業によるハイブリッド授業の実現
 - ・学生を複数の少人数グループに分け、修得内容等に応じて遠隔授業と対面授業を組み合わせる実施。
- 密集を避け、感染リスクに配慮した座席配置
 - ・学生は対面での着席を避け、座席間隔を空けた上で、同一方向を向いて着席。
- 効率的かつ充実した実験授業の実施
 - ・限られた授業回数で、所定の実験項目を実施するため、実験過程の一部を事前に教員が準備し、授業内の実験時間の短縮。
 - ・また、省略された実験過程の内容は、授業内で説明されフォローアップ。

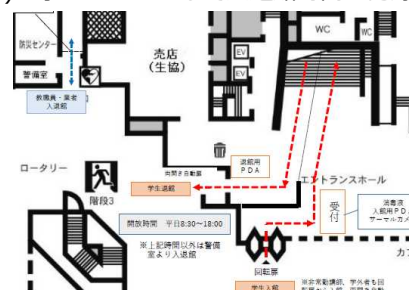


- ⇒ 新型コロナウイルス感染症の影響により、授業内容が制約される中であっても、大学が工夫を凝らし学生にとって安全・安心な教育環境を整備。また、限られた時間で意欲的・積極的に取り組む学生の姿が見受けられている。

宮城大学

「新たな生活様式」を踏まえた対面授業の実施

- キャンパスにおける出入構時の管理等
 - ・入館・退館の動線が重ならないよう入退館方法のレイアウトを作成し、周知。
 - ・サーマルカメラによる検温、手指消毒を行い、読取機械(PDA)に学生証をかざして入退館時間を記録



○講義室の調整・管理

- ・講義室別に密にならない収容人数を予め設定し、担当教員に使用したい講義室を事前に申請させ、全学で講義室を調整。
- 共有グループウェアを活用し、事務局で一元管理。

○対面授業実施の工夫

- ・多目的ホールを改修し、大講義室として授業に活用
- ・講義室の固定机・椅子を撤去し、移動可能な机へ変更
- ・換気のための空調設備や窓の改修などの環境整備

※文部科学省において、大学の取組内容を聞き取りの上作成。3

私立大学における新型コロナウイルス感染症対策の好事例①

千葉工業大学（千葉県）

徹底した対策を実施し、対面授業を再開

- 入口での検温と消毒
 - ・正門前に検温所を設け、事前登録者のみ入構、全ての入構者に係員による手のアルコール消毒と、発熱者検知サーマルシステムによる検温を実施
- 対面授業とオンライン授業を併用（6/22～）
 - ・オンライン授業は継続しつつ、オンライン授業だけでは十分な教育効果が得られない科目等を対象に、対面授業を再開
 - ・対面授業と自宅学修を組み合わせた融合型の授業やグループ分けによる分散化などの工夫で少人数での対面授業を実施、教室の消毒・換気、マスク着用等を徹底、校舎は可能な範囲で一方通行化
 - ・科目によっては、対面授業をオンラインでもリアルタイムで中継するなど、大学への登校が難しい学生へも配慮
 - ・同じ日にオンライン授業と対面授業が混在しないよう、教職協働で時間割の組み換えを実施



- 実習授業・学生食堂など密になりやすいシーンでも工夫
 - ・製図の授業では、席をあけてソーシャルディスタンスに配慮
 - ・学生食堂ではテーブルに間仕切りを設置しマスク入力を配布、空席を設け着席位置を指定、次の利用者の着席前に除菌清掃を実施



エリザベト音楽大学（広島県）

実技科目も工夫して、対面で実施

- 飛沫を防ぐパーテーションによる、対面レッスン再開（6/1～）
 - ・実技レッスンにおいて、飛沫防止用のパーテーションを導入
 - ・高さ2メートルのパーテーションの正面部分には透明なフィルムが張られ、学生の演奏技術や音を指導者が直接確認
 - ・オンラインでは、音の強弱、音質や音色など微妙な音の違いを正確に聞き分けることが難しいことから生み出された工夫

学生からの風景



先生からの風景



○音楽大学ならではの工夫

- ・全学生に対して、携帯用アルコールジェル、合唱用マスクを配布
- ・ピアノ鍵盤用拭取りクロス、学内全てのピアノに備付
- ・理論系科目では、オンライン授業の活用や、ホール等の広い教室を活用して対面授業を実施
- ・実技系科目も、オンラインレッスンを活用できる限り実施

オンラインレッスン



私立大学における新型コロナウイルス感染症対策の好事例②

同志社大学（京都府）

コロナ対策を体系的・段階的に実施

- 秋学期開講に向け、移行期間を設定して段階的に再開（6/1～）
 - ・秋学期以降は、WITHコロナに対応し、ネット配信授業を併用しながら対面授業を再開する予定
 - ・感染症拡大防止の観点から、大学独自でガイドラインを策定し入構可能な対象者や使用可能な門扉を段階的に拡大
 - ・図書館や学習室等の学習に関する施設の利用のみでなく、正課外活動の実施や食堂・購買等の利用についても、ガイドラインで方針を周知し、段階的に再開

同志社大学におけるキャンパス入構に関する段階的な対応

フェーズ1	フェーズ2	フェーズ3	フェーズ4
6/1～7/9	7/10～7/27	7/28～8/31	9/1～9/20
【一部入構可】卒業論文等の指導、不可欠な実験(大学院生)の実施 等	【一部入構可】期末レポート等の準備、研究活動、許可を得た正課外活動の試行 等	【一部入構可】実験・実習等を補完するための対面の取組、期末試験の受講 等	【入構制限なし】

- 入構におけるルールの周知・徹底
 - ・学生及び教職員向けに、出校可否を判断できるよう、フローチャートを作成
 - ・キャンパス入講者に、新型コロナウイルス接触確認アプリ（COCOA）等のインストールや、行動履歴の自己記録などの対応を求める
- 感染者が学内で発生した場合の対応基準を作成

関西国際大学（兵庫県）

コロナだからこそ、学生の気持ちを尊重

- 対面・オンラインは学生自身が選択し、学生の気持ちを尊重（6/1～）
 - ・春学期末までの間、授業の受講方法についてキャンパスでの対面授業、ZOOMによる遠隔授業を自己判断で事前登録が可能
 - ・対面授業を選択した学生には受講許可証を配布
 - ・移動中の感染防止のため、一部区間でスクールバスを増便、無料化

対面授業では透明の仕切りを用意



サーモグラフィでの検温



- 学生の「困りごと」を踏まえた新たな措置
 - ・5/6～5/8に「学生状況調査」を実施し、学生の「困りごと」を踏まえた新たな取組を実施
 - ・送料・大学負担による図書の貸し出しサービスを開始
 - ・パソコンもしくはWi-Fi受信のためのルーターを持っていない学生には、無償貸出（春学期末まで）
 - ・国やJASSOの制度適用からもれた延納・分納手続き者に対し、大学独自の奨学金を新設
 - ・当座の生活費の支払いが困難な学生に対し、最大10万円緊急貸付
- WITHコロナ時代を題材とした学びの展開
 - ・「新型コロナウイルスが社会をどう変えたか、変えるか」をテーマに、連携大学の教職員・学生とグループでオンラインによる体験学習を開始

※文部科学省において、大学の取組内容を聞き取りの上作成。5

大学等における後期等の授業の実施方針等に関する調査

（調査の概要）

- 調査対象：全国の国公立大学（短期大学を含む）及び高等専門学校
- 調査期間：令和2年8月25日～9月2日（予定）
- 調査趣旨：各大学等における本年度後期等の面接授業や遠隔授業の実施の形態・考え方、学内施設の利用状況等について調査し、全国的な状況を把握するもの。

＜主な調査項目＞

- 本年度後期等に予定される授業の実施形態（面接授業又は遠隔授業の実施予定）
 - 面接・遠隔授業を併用している場合には、その割合のほか、
 - ・ 授業方法を分ける具体的な考え方
 - ・ 遠隔授業の実施に当たって教育の質を確保するために留意している事項
 - ・ 学生の理解を得るために取り組んだ事項
 - ・ 遠隔授業の実施に伴う影響を大きく受ける学部1年生等に対して講じた措置
 - 遠隔授業を全部で実施している場合には、その理由
- 学内の施設・設備の利用可否の状況
 - 一部の利用を制限している場合には、制限の具体的な内容
 - 全部の利用を制限している場合には、その理由
- 定期的にキャンパスを訪れることができる学生の割合の見込み
- 学生や教職員に対する感染防止についての注意喚起の状況
- 学生のメンタルヘルス等に関する相談対応の状況